

第 44 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 44 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成26年10月7日（火）13：26～17：07

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

(1) 食料安全保障、食料自給率・自給力等について

(2) 食料の安定供給の確保に関する施策等について

(新たな価値の創出、輸出促進、所得倍増、経営展望等)

(3) その他

3. 閉 会

【配付資料一覧】

資料1 今後の企画部会の進め方（案）（10月7日時点版）

（食料安全保障、食料自給率・自給力等関係資料）

資料2－1 総合的な食料安全保障の確立

資料2－2 我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性がある要因（別冊）

資料2－3 総合的な食料安全保障の確立（参考資料）

資料3 食料自給率・自給力について

資料4 農地面積の見通しについて

資料5 日本型食生活に関する委員指摘に対する資料

（食料の安定供給の確保に関する施策等関係資料）

資料6－1 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出

資料6－2 農林水産業の成長産業化（参考資料）

資料6－3 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出（参考資料）

資料7－1 世界の食市場を取り込む農林水産物・食品の輸出促進

資料7－2 世界の食市場を取り込む農林水産物・食品の輸出促進（参考資料）

資料8 「農業・農村の所得倍増」に向けた対応方向について

資料9 経営展望について

資料10 「活力ある農産漁村づくり検討会」における検討状況について

資料11 委員提出資料（萬歳委員）

13時26分 開会

○政策課長 定刻より若干早いですが、委員の先生方ご出席でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき誠にありがとうございます。

本日は、伊藤委員、小泉委員、武内委員、萬歳委員、藤井千佐子委員、それから藻谷委員が所用によりご欠席となっております。

現時点での出席委員数は12名でございます。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議は17時までの予定で、議題は「新たな食料・農業・農村基本計画について」であります。また、長時間に及ぶ会議となりますので、途中、15時から10分程度の休憩予定をしております。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、あべ農林水産副大臣にご出席いただいておりますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。あべ副大臣、よろしくお願いたします。

○農林水産副大臣 皆様、こんにちは。ご紹介いただきましたあべでございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより農林水産関係の行政に関しまして格別なるご高配をいただきまして心より感謝を申し上げます。また、ご多用中のところ、今回の会議にご出席いただきましたことも感謝申し上げます。

我が国の農業、農業従事者の高齢化、この課題に直面する一方でございまして、また、我が国の成長の糧となる潜在力、これを有しているところでございます。農業者の所得向上、また、地域のにぎわいの創出につなげていけるよう、「攻めの農林水産業実行本部」のもと、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

そうした中、食料・農業・農村基本計画につきまして、農政の中長期のビジョンを示す政策指針、このご検討をいただいているところでございまして、本日は、食料安全保障、食料自給率、食料自給力、食料の安定供給の確保に関する施策などのご議論をいただくということでございますが、また、最後になりますが、本日、東日本大震災における被災地、この皆様方の消費拡大、風評被害の対策といたしまして、被災地の産品を会議の議場の場

で積極的に活用する取組を行っているところでございまして、本日は福島県の桃を原料といたしましたジュースをご用意いたしましたのでご紹介させていただきまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、ここでカメラの退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○中嶋部会長 議事に移る前に、配付資料の確認等について、事務局からお願いします。

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。

本日の配付資料ですけれども、議事次第、この紙であります配付資料の一覧、企画部会委員名簿に加えまして、資料1から資料11がございまして。また、委員の皆様方には、これまでの基本計画などの参考資料をとじたファイルを机の上に設置してございまして。ご確認をいただきまして不足している資料がございましたら、会議の途中でも結構でございまして、お近くの事務局員までお声がけをいただければと思います。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

本日は、食料の安定供給の確保に関する施策と食料自給率の目標・展望等についてご議論いただく予定ですが、関連性のある項目をまとめて議論したいと考え、まず1つ目、食料安全保障、食料自給率・自給力等について及び2つ目、食料の安定供給の確保に関する施策等について（新たな価値の創出、輸出促進、所得倍増、経営展望等）の2つに分けて、時間を区切ってご議論いただこうと考えております。

まず、食料安全保障、自給率・自給力、農地面積及び委員指摘事項である日本型食生活について15時までご議論いただきます。その後、休憩を挟みまして、2番目の関連資料の説明を受け、ご議論いただきたいと思います。

それでは、まず最初に1つ目、関連資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○政策課長 まず、右上にございます資料の1であります。今後の企画部会の進め方の案につきまして、これは前回の企画部会でもお配りをした資料でございまして、一部修正がございまして、10月7日時点版ということで改訂版を配付させていただいており

ます。第9回、第10回のところをご覧いただければと思いますが、10月7日、本日、第9回でございます。第10回の企画部会のところに、ポツの3つ目に「構造展望」がございます。構造展望の資料が、前回の資料では第9回に入っていたところ第10回のほうに、次回回しになったということでご紹介をさせていただきます。

それでは、資料2-1から説明させていただきたいと思います。食料安全保障課からお願いします。

○食料安全保障課長 食料安全保障課でございます。それでは、資料2-1をご覧いただきたいと思います。

総合的な食料安全保障の確立というテーマでございます。お聞きいただきまして、すみません、1ページは省略させていただきまして、2ページからご覧させていただきたいと思います。

課題の2つ目の○にございますように、3月の企画部会におきまして、赤字にございますように、我が国の食料供給に関するリスクの状況を幅広く定期的に精査・分析し、検証していく必要があると。それから、②の赤字にございますように、緊急事態ごとに具体的な対応手順を考える必要があるということが整理をされたところでございます。

これを受けまして、下の欄の検討事項にございますように、この2つの点について、今後、自給率の検討とあわせて検討を進めていきたいというふうに考えております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、検討事項①の関係でございますが、ブルーの欄をご覧いただきますと、まず国内外にどのようなリスクが存在しているかを体系的に整理するということでリスクを特定し、さらにこれについて、リスクの分析にございますように、リスク発生の可能性と影響を分析する、さらに、このそれぞれについてリスクの重大性を評価し、右側にございますように、リスク評価に基づき、対応策を実施・検討していくと、こういうことで、一度国内外を取り巻くリスクについて体系的に整理し、その上で毎年、モニタリングという形でリスクが進んでいるものがどういったものがあるのかということを経年整理、リニューアルをして、皆様方にお示ししていくということを考えてはどうかということでございます。

4ページにございますように、イギリスでは今申し上げたようなリスク評価ということを体系的に整理して公表しておるというところでございます。

こういったことも参考にいたしまして5ページ目でございますけれども、様式のみお示ししてございますけれども、具体的な対象品目ごとに5ページにお示したような様式で、

例えば縦軸には海外におけるリスク、この次に国内リスクというのが続くわけでございますが、横軸をご覧くださいますと、項目、発生頻度の蓋然性、影響度、主要指標、リスクの現状評価、10年前との比較、それから、5～10年後の評価といった形でリスクの体系的整理を図ってはどうかということでございます。

6ページをご覧くださいと思います。

対象品目でございますが、輸入依存度、供給熱量割合、あるいは国産での代替の困難性等を考慮しまして、黄色の枠内でございます米、小麦、大豆、飼料穀物、畜産物、魚介類を対象にしてはどうかということでございます。

それから、7ページでございます。

具体的なリスクファクターの要因でございます。赤枠が海外リスク、ブルーの枠が国内リスクということで、海外リスクは①の大規模自然災害、異常気象による主要穀物の不作以下、⑧までが一時的・短期的発生リスク、それから、⑨の地球温暖化等の気候変動から⑰番までが既に顕在化しつつあるリスクというふうに分けまして、このそれぞれについて分析をする、国内についても①から⑦まで同様に分析をするということにいたしてはどうかということでございます。

なお、7ページに掲載してございます国内外のリスクの詳細の状況につきましては、あわせてお配りしております別冊の我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性がある要因というところで個別に分析をしておりますので、ご参照いただければと思います。

8ページでございます。

食料安定供給リスクの具体的な評価方法でございます。このそれぞれの品目、それからリスクごとに発生頻度の蓋然性をA、B、C、それから、影響度を大、中、小、リスクの現状評価を「与えていない」、「与えつつある」、「生じている」と、それから、リスク動向については、「悪化している」、「変化なし」、「改善」、リスクの将来の評価は、「変わらない見込み」、「高まる可能性」、「非常に高まる可能性」ということで個別に整理をいたしまして、総合評価といたしまして、現状が平時なのか、レベル0、あるいは1、2なのかということを経済評価するというスタイルを検討しておるところでございます。

それから、9ページでございます。

検討事項2つ目の具体的な不測の事態が生じた場合の対応ということでございます。具体的な事態を想定いたしまして、具体的にはブルーの欄でございますように、国内におけ

る米の大不作、あるいは食糧用小麦、または飼料用穀物の輸入量の大幅な減少ということが起こりましたときに、行政関係者、それから業界関係者、それから国民におかれてはどのような対応をとるべきかということをお示しをすることをあらかじめシミュレーションし、お示しをすることをいたしてはどうかということをお示しをすることを考えておる次第でございます。

これらにつきましては、基本計画の検討とテンポをあわせまして、遅くとも基本計画策定までには成案を得て、この企画部会にお示しをさせていただきたいというふうにお示しをすることを考えておる次第でございます。

それから、10ページ目でございます。

食料安全保障の確立に向けた取組ということで、左上が海外リスクに関する現状と課題でございます。国際的な食料需給ということで人口増加、あるいは新興国の経済成長に伴う穀物の需給の逼迫の可能性、あるいは輸入の多角化や備蓄の確保の重要性といった問題、さらには、生産資材や飼料等は海外での依存度が高く、為替レート等の影響を受けやすいということに対するリスク低減の対応、さらには、遺伝子囲い込みの動きが、途上国を中心に見られる中での新品種開発の素材の確保するための環境整備、さらには、途上国における食料問題を踏まえた支援、あるいは口蹄疫、鳥インフルエンザ等、越境性感染症のリスクに対する地球規模での対応といったものが課題として挙げられるところでございます。

右側が対応方向でございますが、国際的な食料需給の把握・分析、あるいは輸入の多角化に向けた取組や備蓄の確保、あるいは輸入相手国との良好な関係の構築、あるいは関連情報の収集、さらには、未利用資源の活用、さらに飼料関係では、国産飼料の生産拡大、エコフィードの増産等々の取組、さらには飼料備蓄、あるいは遺伝資源確保のための二国間共同研究と、さらには国際的な途上国を中心としたバリューチェーン構築のための技術協力、資金協力、フードバリューチェーンの構築といったことを政策として進めていきたいということでございます。

また、下のブルーの枠が国内リスクでございます。海外からの伝染性疾病の侵入、あるいは病虫害の侵入防止のための水際対策の必要性、さらには、発生した場合の蔓延防止措置、あるいは地球温暖化への対応方策の導入と、さらには不測時におけるサプライチェーンの機能の維持、あるいは不作に備えた安定供給体制という課題に対応いたしまして、右側でございますが、侵入防止ということで検疫探知犬の増頭等による水際対策の強化、あるいは防疫マニュアル作成による国内体制の強化と、さらには気候変動に対応した技術開発、それから、サプライチェーンの関係では、不測の事態に備えた事業継続計画の策定、

あるいは食品産業事業者間の連携の推進、さらには、ストックポイントとしての卸売市場の耐震強化、お米の備蓄の維持、それから、家庭備蓄といったことを推進していくという方向にしておるところでございます。

なお、11ページ以下につきましては、ただいま10ページでご説明した内容と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。

食料自給率・自給力についてでございます。1ページ目をご覧くださいますと、今年の4月の第4回企画部会の際に、自給率・自給力に関しまして留意点を7項目整理をいただいたところでございます。課題1から課題5までが食料自給率の分子に関する事項、それから、課題6が食料自給率の分母、それから課題7が食料自給力関係ということでございます。そういった意味で、2ページにございますように、この7つの課題については3つに整理されるというふうに考えられるところでございます。

そういった意味で3ページ目をご覧くださいと思います。

3ページ以降が食料自給率の分子の関係でございます。品目ごとに整理をしておりますが、お米につきましては、消費が過去50年間にわたり一貫して減少しておること、さらには、平成30年産米から行政による生産目標数量の配分に頼らない生産を行うということへの対応が必要という状況でございます。

それから、米粉につきましては、製粉コストが小麦粉より高いという、この問題のクリアというものが必要になっているということでございます。

4ページ目をお開きいただきたいと思います。

飼料用米でございますが、真ん中の赤字にございますように、主食用米に比べ、低い水準の収量となっているといったようなところ、あるいは米の産地と畜産地帯をつなぐ流通体制の構築が課題というところがございます。

その次の小麦でございます。消費安定的でございますが、国産の使用割合が低いパン用、あるいは中華麺用の需要に国産小麦の使用割合を高めていくということが大きな課題というふうに認識しているところがございます。

5ページ以降、主な品目について触れさせていただきたいと思いますが、5ページ真ん中の大豆でございます。消費が減少傾向という中で、国内産についてはロットが小さく、品質のばらつきがあるということで、加工需要への適切な対応というものが課題ということでございます。

それから、6ページを省略して7ページをご覧くださいまして野菜でございます。

消費量は93キロで安定的に推移ということでございますが、赤字の3つ目でございますように、需要の増加が見込まれる加工・業務需要にしっかりと生産体制が対応していくということ、それから、その下の果実につきましても、小口化・簡便化志向に対して、カットフルーツ、ストレート果汁等の生産対応というものが求められているという状況でございます。

また、8ページ目が、てん菜、さとうきびでございます。北海道のてん菜につきましては、規模拡大が進む中で、作業の省力化や外部化が重要ということで、直播等の導入も含めた省力化と。それから、さとうきびにつきましては、零細規模の中で高齢化が進行しているということで、担い手の確保、作業の効率化というものが課題になっているという状況でございます。

また、9ページ目、下段の牛乳・乳製品でございます。

牛乳の消費量は減少傾向の中でチーズ等の消費が増加という中で日本人の嗜好に合った製品開発や高付加価値化、酪農家の6次産業化、あるいは輸出促進というものが課題ということでございます。

それから、10ページ目でございます。牛肉、豚肉、鶏肉ということでございますが、それぞれ需要が安定している中で、輸出対応、あるいは豚肉については輸入品と差別できる特色ある豚肉生産、あるいは、鶏肉については、加工・業務用について、国産の利用拡大ということが課題という状況でございます。

品目別につきましては、以上でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。食料消費の課題と対応方向ということでございます。左側の現状の欄でございますように、食の外部化率が45%、それから、20代男性の朝食欠食率29.5%、それから、日本型食生活の実践者が15%と増加していない、さらに、食品ロスが年間500から800万トン生じていると、さらに人口減少が22年をピーク進んでいるということで、これを踏まえた対応方向ということで、消費者の信頼確保ということで、原料原産地表示について、実行可能性を確保ということで、原料原産地表示について実行可能性を確保しつつ、拡大に向けて検討、あるいは食育の推進ということで、食品産業の自主的な取組を促す、あるいは大人も含めた幅広い農業体験による農業の理解促進、食品産業と連携した食品ロスの削減、さらには、国内外での官民一体となった消費拡大運動、さらには食品産業と生産現場の連携、食文化の情報発信とあわせた輸出促進といった

ことを対応方向としておるところでございます。

また、13ページが農業生産に対する課題と対応方向でございます。

農地面積の減少、さらには荒廃農地27万ヘクタール、それから基幹的農業水利施設の耐用年数の超過、農業就業人口の減少、高齢化が進む、単収の伸び悩み、需要構造の変化と、こういう中で対応方向といたしまして、農業水利施設の適切な保全管理、あるいは中間管理機構、あるいは人農地プランの活用、あるいは人農地プランの活用、それから、基盤整備との連携という中で農地集積・集約と耕作放棄地対策を進めていく。

それから、担い手確保・育成ということで、集落営農の法人化、あるいは新規就農者の雇用就農、それから、生産流通現場における技術革新ということで、次世代園芸の推進、あるいは省力栽培技術の導入等による生産コストの低減と、それから、食品産業との連携による生産・供給体制の強化といったようなことで取り組んでまいりたいということでございます。

それから、14ページ、食料自給率の分母の関係でございます。4月の企画部会のほうでも、消費の見込みについては高齢化を踏まえたものとすべきということでございます。過去平成12年、17年、22年と基本計画を策定しました中で、平成17年の中で赤字で書いてございますが、今後の少子高齢化の進展に伴う摂取熱量の減少を加味するというで、目標年度における総供給熱量を算定したと、こういうことも踏まえて、今後具体的な数字について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、食料自給力の関係でございます。15ページをご覧くださいますと、食料供給力は国内生産力、輸入力、備蓄というものから構成され、そのうちの国内生産力を食料自給力と、さらにこの食料自給力が農地・農業用水等の農業資源、担い手、農業技術、この3つから構成されるということで、16ページにございますように、昭和50年の農政審議会の建議以来、整理されてきたところでございます。

具体的な自給力につきましては、また改めてお時間いただいでご議論させていただく機会もいただきたいと思いますと思っておりますが、外国の事例といたしまして17ページにイギリスの事例を掲載しております。想定する事態としては、自国の資源のみで食料を供給する緊急事態（輸入途絶）という場合、その場合でも極端かつ長期的な輸入途絶の場合にも、シンプルな食事にはなるが、栄養的に問題ない食料を十分に生産する基礎的な能力が存在するというを2010年にイギリス政府が発表しております。

具体的には、その下にございますように、具体的に試算1から試算4までの場合分けを

いたしまして、このそれぞれについて、例えば試算3にございますように、全ての潜在的耕作可能農地で小麦を全て作付けをするというある一定の前提を置いた中で、1日1人当たりの必要カロリーに対して、どれだけの供給がなされるかというふうにイギリスのほうで示した事例があるということでございます。

また、スイスにおいては、目標欄にございますように、どのような場合にも1人1日2,300キロカロリーというものを供給ということを念頭に置いて、有事の場合の備蓄の放出、輸入の促進、作付け転換による食料増産ということの組み合わせで確保するという方向性を示した事例がございます。こういったものも参考にしながら検討を深めてまいりたいと思っておる次第でございます。

最後に、18ページをご覧いただきたいと思えます。

前回企画部会で、イギリスの自給率向上が達成されたと。その要因ということでご議論がございました。実際、イギリスは1965年には45%だったカロリーベース自給率がピーク時の1996年には79%、直近でも72%という数字になっておるところでございます。

要因でございますが、上の四角の2つ目の丸でございますけれども、生産面においては平地が多く、効率的な農業生産が可能であるなど、EU域内での競争力が相対的に高かった中で、73年のEC加盟に伴いまして、価格支持制度の適用がなされるようになり、これを受けて小麦等の生産が大幅に拡大したと。

さらに②の消費面でございますが、食生活の大きな変化が生じた我が国と異なりまして、国内で生産可能な小麦、畜産物を中心とした食生活に大きな変化がなかったということで、食料自給力の向上が図られたということでございます。

ただ、資料欄外にございますように、価格支持制度、共通の行政策については、生産刺激的な制度であったため、生産過剰と財政負担の増大を招いたということも指摘されておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○農村振興局長 農村振興局でございます。続きまして、資料の4についてご説明したいと思います。

まず、1ページの上段をご覧いただきたいと思えます。農地面積の見通しについてでございます。

現行基本計画の農地面積の見通しについての食料自給力目標50%を達成するための基礎として、施策の効果を最大限に織り込む必要がございました。こういった事情から、平成

21年の農地法等の改正で農地転用規制を厳格化しておりますが、それによって農地転用を抑制する、それから、個別所得補償制度の導入等によって、田の耕作放棄地の発生を全て抑制する、それから、農振農用地区域内の再生可能な耕作放棄地は全て再生するといったように最大限の施策効果を織り込みまして、平成21年時点と同水準の461万ヘクタールというふうに見通したところでございます。

ただ、耕作放棄地の再生を初めといたしまして、見込んだほどの施策の効果が上がらなかつたということがありまして、実績は見通しから徐々に乖離している状況にございます。これにつきましては、4月22日の企画部会でもご説明したところでございます。

ここで、2ページをご覧くださいませでしょうか。

2ページの左側の表は、農地の拡張・改廃の推移について整理をしたものでございます。これは、現行基本計画の策定前の平成17年から21年の年平均、それから、策定後の22年から25年の年平均を比較したものでございます。これを見ていただきますと、拡張面積は若干増加する傾向にあります。現基本計画で前基本計画よりも増加する傾向にある。それから、一方で改廃面積は減少する傾向にある。これも前基本計画よりは現基本計画のほうが改廃の面積は減少しているということでございます。これはもちろん、改廃面積は減少しているほうがいいのでありまして、そういう効果は出ている。ただ、先ほど申しましたように、現行の基本計画策定時に見込んだような施策効果にはなかなか届いていないという状況にあるということでございます。

その結果、右側の折れ線グラフでございますけれども、耕地面積の推移ですが、現行基本計画の見通し、これは青い線でございます、平成21年の461万ヘクタールを平成32年も維持する、同じ面積であるの見通ししております。ところが、実績の方、赤い線でございますが、これは減少傾向にありまして、平成25年には454万ヘクタールと見通しから徐々に乖離してきている状況にあるということでございます。

このグラフでは省略されておりますが、基本計画、現行計画策定時の趨勢によりまして、このグラフはもっと右に下がっていくという状況にありましたので、それから見れば施策の効果が出ていますが、基本計画の見通しほどは施策の効果は至っていないと、こういうことでございます。

こうした認識の下で、1ページにもう一回戻っていただきまして下段でございます。以上のような状況を踏まえまして、新たな基本計画における考え方といたしましては、農業の持続的な発展を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確

保、それから多面的機能の発揮を図るためには、その前提となる国内農業の基盤として計画的な土地利用の確保等の施策によって、今後とも国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要があるということが基本となると考えております。

こうした認識の下で、新たな基本計画の策定に当たりましては、農地面積の見通しについて、近年の農地面積の趨勢を踏まえながら、農地の転用規制、それから荒廃農地の発生の抑制、あるいは再生に関連する施策の効果を、その実現可能性にも十分留意して織り込んで、食料自給率目標や食料自給力の取扱い等との整合性を確保しながら検討を進める必要があると、こう整理をしているところでございます。

この資料に関しましては以上でございます。

○消費・安全局長 消費安全局長の小林でございます。

先日の企画部会で複数の委員の先生及び部会長から、日本型食生活と和食につきまして少し概念の交通整理をという宿題をいただいておりますので資料を提出させていただきます。

資料の5でございます。日本型食生活に関する委員指摘に対する資料というふうに書いてございます。

あけていただきますと、上に日本型食生活、下に和食というふうなことについても一度説明が書いてありますが、時間の都合もございましてのでざっくりと申し上げたいと思います。

日本型食生活と和食、確かに共通する要素も多々ございまして、一般の方が見て分かりづらいと、そのご指摘のとおりだろうというふうに思います。ただ、その一方、中でいろいろと検討いたしたんですけれども、日本型食生活、基本的には1食単位ということではなくて一定期間、例えば1週間だとか、そういったものに栄養バランスをしっかりと取りましょうという、言ってみればかなり即物的な概念でございます。そういったことで食育などにおいてこういう概念を使わせていただいているということでございます。

一方、和食は、ユネスコの無形文化遺産に登録されたということもございまして、伝統とか文化、こういったものに焦点を当てた概念でございます。そういったことから、なかなか日本型食生活のかわりに和食を、あるいは和食のかわりに日本型食生活をという概念を入れかえますと、なかなか政策的に整合性のとれたことになりづらいなというふうなことになっております。

分かりづらいという点はあると思いますので、両概念ともしっかりと説明をして、誤解

のないように工夫をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○政策課長 資料の11でございますけれども、本日ご欠席であります萬歳委員から事前にご意見ということでいただいておりますので、資料の11ということでお手元にお配りをしております。ご紹介をさせていただきます。

以上が、(1)の食料安全保障、食料自給率・自給力等についての説明でございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

では、ここまでの説明について意見交換を行いたいと思います。時間は1時間程度と見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

発言の際には挙手をしていただき、私のほうから指名させていただいた後、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。よろしく願いいたします。

それでは、山内委員。

○山内委員 食料自給力と率の2点について発言したいと思います。

食料自給力は、今回具体的な指標化に向けて検討されるということで、この点については賛同したいと思いますので、是非よろしく願いいたします。その際には、今まで食料自給力が強化されてこなかった要因を詳細に分析していただいた上で、現行の力の分析、それから、今後どれだけ強化していく必要があるのか、年ごとの工程計画まで含めて策定いただいたほうがよろしいかと思います。到達目標を具体的に指標化し、定期的に評価できるような仕組みが必要だと思っております。

また、自給力の新たな指標そのものが客観性を持ったものになるよう、また、多くの国民に理解されるよう、つくっていくプロセスを公開いただきたいというふうに思いますし、それぞれの地域の状況などを反映したものになりますよう、全国一本ではなく、地域ごとの特徴が反映されるように計画をお願いしたいと思います。

農地面積の関係でご報告ございましたが、こちらも今までに行ってきた策の中で有効なものは何であったか、難しかったものは何であったかという評価の上に自給力の中に含めていただければと思います。

もう一点、自給率の問題です。ここにご提案いただいておりますように、目標数値ありきの策定のあり方を見直していただきたいというふうに思いますが、この場合も、全国の目標は各地の状況に則ってつくられるものでありますから、各地の課題を把握していただ

いて、地域ごとの計画策定も必要かというふうに思います。

また、カロリーベースでの自給率が非常に知られておりますけれども、生産額ベースや重量ベース、品目別など、多様なものを総合的に見ていくことが必要だと思いますので、生産額ベース等の率についても目指すことが必要かと思います。その際には、広く国民に正しく理解されるように、さまざまな方法を通じて、今のカロリーベースの上に加えていくべき指標を伝えていただきたいと思います。食育ですとか学校教育などを通じて、また、メディアの協力を経て提供していくべきと考えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

数人の方にご質問、ご意見いただいてから事務局からお答えいただこうと思います。ほかにはいかがでございましょうか。

それでは、小林委員。

○小林委員 どうも説明ありがとうございます。

まず、食料の安全保障ですが、これは当然のことながら対象国と良い関係を結ぶというのは非常に大事なことです。そこで、その国に対してくさびを打ち込むという観点で、食料生産技術であるとか、いろんな指導員の派遣とかをやりながら、その国はもう日本へ供給しなくてはいけないというような雰囲気にもいつもしておくというのは非常に大事ではないかという感じがします。二国間の関係の構築と加えて、是非食料生産技術の供給や指導をお願いしたいと思います。

リスク分析については、網羅的にピックアップされていますが、リスクマップのようなものを一回つくっていただきたいと思います。リスクマップは、例えば横軸には起こる頻度、縦軸にはインパクトの大きさを設定するといったように我々民間はつくっており、そのリスクマップの中に全部入れてしまうわけです。そうすると、一番右で一番上のものが一番怖いわけです。その辺のものに関しては定期的にきちんと、例えば毎月、あるいは3カ月に一回きちんと見ておくとか、左の下のものに関しては5年に一回ぐらい見ておくとか、何か濃淡をつけられれば良いかという感じがいたします。

それと、自給率の話ですが、今、目標が50%になっていますが、これはいろんな議論がありますように、やはりイメージとして背伸びしてジャンプしたら届くようなところの数値をきちんと分析いただいて、必ずそれをやり遂げるというようなことに持っていくのがベストだろうと思います。

また、和食のイメージについて、我々海外に行ったときに外国の方とよく話をしますが、中国料理と言えば食材の豊富さ、フランス料理はと言うとムード、そして日本料理はと言うと美だと言われます。やはりこういう和食の伝統や美、この辺を一つコアにして肉づけしていただいたらどうかなという感じがいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員。

○山口委員 ありがとうございます。前段の部分について数点申し上げます。

まず1点目は、食料安全保障のためのリスク解析評価対応策ということ、これは一定の期間にこのサイクルを回すということだと思いますが、是非特に第1回目のサイクルの目標値として、要するに時限目標を設定するということを是非お願いしたいと思います。

来年の3月に向けてこの準備をするということですから、そこが一つのめどかと思いますが、それ以降について考えると、上がっている対象品目、それぞれの品目によって〇〇年度というのがありますけれども、そういうことも視野に入れながらどういう時限目標設定をすればいいのかということをして是非この中に入れ込んでいただきたいというのが1点目です。

それから、2点目は国内リスク対応の部分ですけれども、我々、例えば食品産業事業者の事業継続計画、これはもちろん私どもの内部でつくっておりますけれども、もう一つ、是非こういう場をお願いしたいのは、いわば官製版のBCPというようなものを是非想定いただきたいと。

具体的に言いますと、東日本大震災の折に、ああいう状態の中で例えば同じ企業の中でも別の工場なら生産が可能だという場合に製造所記号が変更が間に合わないと、それをほかの工場に流用すると、これは許していただいたと思いますけれども、あの種の何をどういう状況が起きたときにどこまでを想定するかというのを是非省庁の中で検討いただきたい。これは、もちろん事前に外になかなか言いにくいという部分もあるだろうと思いますが、少なくともそういう整理をしていただいで、言えるべきことは言うておくというような、そういうような検討も是非この中でお願いしたいと思います。

それから、3点目は、消費者の信頼を得るという項目がありましたけれども、これは当然であります。前回最後のところで申し上げましたけれども、消費者という言葉がなかなか理解が難しく、つまりいろいろな消費者がいるわけです。例えば、前回、表

示でお話をいたしましたけれども、表示もできるだけたくさんのお知らせしたほうがいいと、しかし、それを全部パッケージ上に乗っければ、これは小さくて見えなくなってしまう、高齢化社会では書いたことにならないということになる、そういう意味で、消費者の信頼を得るためには、複数、多層の軸からバランスをとった判断基準をつくって、それに則ってつくっていくということが非常に大事でありまして、例えば表示なり原材料、原産国表示の話も出ておりますけれども、こういったものについても消費者に情報を伝える手段としてはパッケージがもちろん一番大きいですが、それ以外にもこれだけ手段が発達したわけでありまして、ほかの手段、ネットも通じることも含めてホームページでも各企業いろんな情報を流しております。どの情報を、どのメディアに載つけるのが最適かと、そういうことを複数軸からバランスのとれた結論を出すということを是非していただきたいというふうに思います。

それから、4点目に食資源の確保の部分でありますけれども、非常にいろんな多面的な整備がされていて、それぞれの整備の、項目の中でもってその裏づけとなる技術のテーマは当然それぞれのところに入っていると思いますけれども、その個別のテーマに分散される技術を超えたもう少し深くて広い新技術、技術革新というのは今世界中で行われていて、これはこの検討の分野でも同じだろうと思います。

例えば、育種から始まって、生産もそうですし、物量もそうですし、保存確保もそうですし、そういう場面でもって非常に深く広い影響を与えるような大きな技術革新が起こりつつあるとき、それはフォローしておいていただいて、それについていざその影響が出てくるときにこういう手を打てばいいだろうというような検討をどこかでまとめてしっかりしておく必要があると。

これは、今のいただいた資料のような各テーマごとの検討の中でのユースとは少し違う、もう少し大きい技術の芽が必要だと思っておりますけれども、それがこれ全体としてやや手薄のような気がするので、その技術革新という観点からの検討を是非入れておいていただきたいというふうに思います。

それから、私ちょっと、個人的なあれで恐縮なんですけれども、後半の部分抜けるものですから、6次産業化の関連についてもここでお話を申し上げておきたいんですけれども、資料を読ませていただきましたが、6次産業化の成果として生み出される技術の知的財産権、これの確立ということと、それから、そのうちの我々の我が日本のそういった確立された財産権をできるだけグローバルスタンダード化をしていくというような取組を是非こ

の中で入れていただきたいというふうに思います。

最近始まった地理的表示保護制度、これはまさにそういう意味で非常に時宜を得た検討だというふうに思います。この知財権の制度のコンセプトについて、できるだけ先行してASEAN諸国などのモデルとして浸透できれば、知財先進国や中国、韓国に先駆けて我々の日本モデルのグローバル標準化ができるわけですし、その中には日本農業及び関連産業の国際競争力強化にもつながるといふこともあるだろうというふうに思います。

資料の中に農産水産食品知的財産保護コンソーシアムというのを立ち上げるというお話がありましたけれども、まさにこれすばらしい試みで、この中でそういったことを検討いただければと思います。

先ほど小林委員のほうからもありましたけれども、こういう取組の中で、例えばASEAN諸国にとって農業というのは基盤分野でありますけれども、その強化のためにも、例えば6次産業化の中から日本が今までも持っている、これからも積み上がる、高品質だとか安全だとか、高収量だとか、そういう農業技術、この関連技術は彼らにとって非常に有効だろうというふうに思います。そういう意味で、この6次産業化から生まれるそういったものを技術移転、そして、知財のコンセプトの共有ということを通じてASEAN諸国、ひいてはアジアと日本の連携、連合を強めて国際社会でこのグループの影響力を強めていくということを是非できればと思います。

以上であります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員、その後が三石委員。

○松本委員 2点ほどちょっと意見を申し上げたいと思います。

1点は、食料自給力の要素についてであります。資料3のほうで、整理で農地、水、担い手、技術と、こういう4点で整理されておりますが、農地の減少とか水路の老朽化とか、あるいは中山間地域におけます担い手不足、大きな課題ですけれども、こういう観点も不測時に備えた食料安全保障という視点から、国内に今既に顕在化しているリスクと、こういう観点でとらえまして、同じリスク管理表で体系を行うと、こういうこともやっておく必要があるんじゃないかと、一番へその話だと思っておりますけれども、そういう印象を一つ受けました。

それから、農地面積の見通しでありますけれども、資料4でご説明いただきましたけれども、お話しありましたように、21年の農地法改正によりまして優良農地の転用が抑制さ

れると、こういうある面では大変大きな制度改正を敢行されたという経過があります。

そういうこともございまして、基盤整備実施地区における耕作放棄地発生率は低い状況にあると。一方、この条件不利地の耕作は大きな課題、こういう状況にあります。農地の改廃を防ぐためにも中山間地域における農地の活用方策、それと一体的な後段の議論にもなると思いますが、経営テンポを具体的にどう提示できるかということが大きなポイントになるんじゃないかと思えます。

これに関連いたしまして少し申し上げたいと思えますけれども、耕作放棄地と面積につきまして、既に何十年も前から山林化しているような、こういうところもたくさんあるわけでありましてね。センサス統計で40万ヘクタール、滋賀県と、こういう膨大な数字だけが踊っているという印象もあるんでありますけれども、今日の資料の中にもう少しきちんとした現場市町村の調査では、荒廃農地ということで27万ヘクタールと、その中に、現場から見ると15万ヘクタールは再生可能という、こういうことを認識なさっておられるという状況があるわけでありまして。

そういう面でもいろいろと数字も複数出ておるわけでありまして、将来的に各農地を明らかにいたしまして峻別していく必要があるんじゃないかと、政策展開するとき、大変認識的に混乱されておるとい状況が続いておると思えます。もう一回ここはきちんと政策的に整理をして、一個の数字にきちんと集約して、体系的な政策を打ち出すということは必要じゃないかと思えます。

そういう面でも、人口減少社会という中で食料自給率の向上をどうするかと検討を進めるわけですが、そういう農地の観点も少し軸をきちんと取り置いて、政策の枠組みを検討するということが必要ではないかと、こういうふうに思えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員、お願いします。

○三石委員 不測時に備えた食料安全保障の中で、リスク管理の対象となるリスクの特定において、海外におけるリスク17項目、国内におけるリスク7項目、これらは非常によく整理されていると思えます。当然検討されていると思えますが、これらの中でも、自分でコントロールできるものと、どうしてもコントロールできないものがあると思えます。是非、今後はこの中で我々がコントロールできるものをしっかり抜き出して、それについては万全の対応をしていただきたいと思います。

例えば、極端な言い方をすれば、1番にある大規模自然災害だとか、生産地における不作というのは、我々が幾ら頑張ってもコントロールできない。ところが、例えば小麦や飼料穀物を我々が輸入するということは輸送の問題です。輸送に関しては、例えば万全な体制をとることによって何らかの形で直接我々がコントロールできると。ですから、同じように挙げられている項目の中でも、自分たちでコントロールできるものと、相手国政府だとか自然状況などによりコントロールできないものがあるので、海外、国内という分類だけではなく、本当にこれは自分たちが対応できるものなのか、それともどうしようもないものなのかという視点での分類も必要ではないかなという気がいたします。この点も是非ご検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一点、自給力に関して数値化するのはなかなか難しいとは思いますが、恐らく5年、10年、さらに将来をにらんだときに、輸入飼料と、それから自給飼料、これを将来的にどの程度のバランスに持っていきたいのかということをごどこかでしっかり検討し、地域によっては地域完結型の事例、例えば、国内農産物だけでかなりの例えば畜産生産がうまく回るとか、そういったモデル地域を少しずつでもつくっておく必要があります。それとは逆に、海外からそれなりのものを輸入した上でしっかりとした仕組みを構築することもあると思います。この辺を将来的なイメージとして、国全体としての輸入飼料、自給飼料のイメージだけではなく、個別の地域として活用可能なモデルのようなものをつくっていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、市川委員。

○市川委員 市川です。3点述べたいと思います。

1番目は、不測時に備えた食料の安全保障ということで、先ほど三石委員からも述べられましたけれども、食料安全保障にかかわるリスク管理を進めていかれるということで、私はこの仕組みをきちんと整えていかれることを大変心強く思っております。リスクを洗い出し、そしてリスクごとにきちんと評価をしていく、長い目を見たときに、政権が変わったり、あるいは政策の大きな変化があったとしても、このリスク管理についてはぶれることなくきちんと進めていただけたらと思っています。

2点目です。資料の直接の説明はなかったのですが、総合的な食料安全保障の確立ということで、資料の2-3のところの13ページに植物検疫などの話が出ております。食料農

産物の安全保障とか、あるいは輸入、輸出促進を考えるとときに植物防疫というのは重要な課題と考えております。これについては、国際的な調和の観点から新しい技術開発、特に日本においては放射線を使った植物検疫というあたりが認められていないということで、そのあたりについてこれからどのように進めていかれるお考えがあるのかという、あるいは必要と思われていらっしゃるのかというあたりをお聞きできればと思います。

3点目、食料自給率、自給力についてです。先ほどご説明いただきました資料3の4ページの例えば小麦のところを見ますと、収量や品質についてなかなかいいものがないという現実があるとお聞きしております。このようにやっぱり日本に向いている作物、向いていない作物というのがあるのではないかと思います。食料自給率を考えると、あまり高い目標を設定することによって無理な政策を進めることがないようにしていただきたいと考えています。

無理な政策を進めることによって、やはりそこには補助する、援助するという税金の投入も行われると思われまので、是非そのところ、日本の農業に強いところはもちろん強くして欲しいですけれども、日本の風土に合わないとか、どうしてもだめというか、弱いままであるところは積極的な技術を開発する、そういうふうに行くのか、あるいはもっと違う方向に行くのか、そういう判断も必要なのではないかと考えています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

藤井委員、手を挙げていらっしゃるんですが、半数の方が今ご発言いただきましたので、ここで一旦区切りしまして事務局のほうからご返答いただきたいと思います。

それでは、まず食料安保課のほうから。

○食料安全保障課長 食料安全保障、それから食料自給率・自給力に関しまして幾つかご指摘をいただいております。

まず、山内委員のほうから自給力について、過去の分析、現状、それから目標化と、こういうご指摘をいただいたところでございます。ご案内のとおり、自給率につきましては、国連のFAOという機関が具体的に算定式をお示しをしております、それに従って各国計算しているというところでございますが、自給力につきましては、指標化も含めて検討すべきと、こういうご指摘をいただいておりますが、なかなか先ほど各国の事例も紹介しましたとおり、そんなに多くの国でやっておるわけではございません。そういった意味で、今どういうお姿で指標化というものがお示しできるのか、あるいは難しいのかという

ことを鋭意検討しているところでございます。ご指摘の点も含めまして、今後とも検討を深めさせていただき、いずれ検討結果をお示しさせていただきたいというふうに思っております。

それから、自給率の数字についてのご意見も幾つかあったところでございます。この点につきましても、前回の目標が必ずしも現実に見合ったもので、生産面、需要面において現実に見合ったものではなかったのではないかと、こういうご意見も以前からいただいております。そういったことも踏まえまして、具体的な次期基本計画における目標数字というものについては検討を深めさせていただきたいというふうに思っております。

また、従来から平成17年の計画からカロリーベース自給率目標とあわせて、金額ベースも目標値として位置づけてきておりますので、次期基本計画においても金額ベースもきちんと目標として位置づけた上で、しっかりとその点についても計画ができ上がりました暁にはしっかりといろいろなチャンネルを使ってPRをしていきたいというふうに思っております。

○中嶋部会長 ご返答の途中なんです、あべ副大臣は公務のためご退席となりますので、よろしくをお願いします。

(あべ副大臣退室)

○中嶋部会長 それでは、続けてお願いいたします。

○食料安全保障課長 恐縮でございます。小林委員のほうから、食料安保に関しまして、関係国との良好な関係の構築が重要ということでございまして、私どもも全く同じ認識でございます。今日、説明では時間の都合で触れませんでした、資料2-3の中でも国際協力ということで、例えば10ページ、あるいは12ページというところで途上国における生産支援はもちろんのこと、輸送体制、流通体制をしっかりと集荷、それから、輸送システムをしっかりと構築していただくということで、JBICなどとも連携しながら、あるいは外務省との外交交渉とも一体となった関係国との協力関係の構築というところに努めているということをご紹介をさせていただきたいと思っております。

また、リスクマップという話がございました。リスクマップについても、ご指摘の点を踏まえて検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、あと、リスク評価のレビューのタイミングにつきまして、小林委員と山内委員からご指摘をいただいております。まず、このリスク評価の国内外のリスクについて

一体的に整理をし、レビューをしていくと、この枠組み自体が初めての試みでございますので、何とかこの基本計画にあわせてこれを一体的に整理をした後に、ご指摘のとおり、一定の頻度でレビューをしていきたいというふうに思っております。この頻度をどうするのか、あるいは作物別に変えるのかどうか、今日いただいたご意見も含めて今後検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、あと、山口委員のほうからBCPの関係でのご指摘がございました。これも資料2-3で今日ご説明をちょっと省略させていただきましたけれども、25ページに不測時の食料安定供給のための対策事業ということ、毎年度予算を伴う事業として進めてきておりまして、26年度の部分でございますが、BCPや事業者間連携等の優良事例を周知、普及することにより、緊急時に備えた食料の安定供給の確保を図る取組の定着強化ということで、こういった優良事例の普及という形での取組ということは進めているということはこの機会にご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

それから、松本委員のほうから、リスクファクターとして農地面積の減少、あるいは担い手の減少を加えてはどうかと、こういうご指摘をいただいたところでございます。この点につきましては、農地面積の点につきましては、50年タームでは150万ヘクタールの減少と、こういうご説明もございましたところでございますが、今回このリスク要因として取り上げましたものは、食料供給全体に一定程度影響を及ぼすという考えを念頭において選定をしたということで、ご指摘の農地面積なり、あるいは担い手というのがこのリスク要因としてなじむのかどうか、引き続き検討させていただければというふうに思う次第でございます。

それから、あと、三石委員からご指摘のございましたリスク要因をコントロールできるものとできないものに仕分けるという点でございますけれども、コントロール可能なものにつきましては、先ほどご紹介いただきました海外における輸送体制の構築に向けての支援といったものも含めまして万全な対応はしていきたいということでございます。

それと、今日区分けをいたしました、まだ顕在化していないリスクと顕在化しているリスクという区分け以外の区分けができるかどうかは、またちょっと考えさせていただければというふうに思います。

それからあと、もう一点の将来の自給飼料と輸入飼料の目標ということでございますが、従来の基本計画から飼料自給率の目標というものもカロリーベース自給率、あるいは金額ベース自給率とあわせて示してきておりまして、こういったことも過去の流れも参考にし

ながら、ご指摘の点について引き続き検討させていただければというふうに思います。

それから、市川委員の安全保障に関するご意見につきましては、しっかりと受けとめて対応していきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○農村振興局長 それでは、農地に関することについて私からお答えいたします。

まず、山内委員から自給率目標なり、自給力に関しまして、農地面積について、施策でどうということが有効だったか、難しかったかということの評価した上でそれを織り込んでいくことというようなご指摘がございました。

これにつきましては、4月の当企画部会の際の資料でご説明をした項目でございますけれども、3つに分けて申しますと、優良農地の転用の抑制に関しましては、現計画の見通しとほぼ同程度で推移しているというふうに評価をしております。

それから、耕作放棄地の発生の抑制ですけれども、これについては見通しから徐々に乖離している。それから、荒廃した耕作放棄地の荒廃した農地の再生についてでございますけれども、これは見通しから大きく乖離しているというふうに分析しておりまして、今回食料自給率目標なり、自給力と整合性を確保しながら農地面積の見通しを立てていく中で、こういった分析も踏まえて考えてまいりたいと思います。

それから、もう一方、松本委員から農地に関し、なかんずく耕作放棄地に関してご意見がございました。ご意見にございましたとおり、耕作放棄地なり荒廃農地という概念がございます。一番よく世の中で使われております人口に膾炙しておりますのは農林業センサスによる耕作放棄地でございます。これは、中には詳しくご案内の委員もいらっしゃいますけれども、大まかに言いますと農家の自己申告、農家がどう考えているかということに基づいた大々的な調査でございまして、5年に一回の調査でございます。これは、以前耕作していたけれども、過去1年以上作物を作付けしておらず、この数年の間に再び作付けする考えがないという農家の考え、これに基づいて把握した農地でございまして、これが40万ヘクタール弱、39万6,000ヘクタールですけれども、平成22年の数字で出ております。

一方で、耕作放棄地の再生を図っていかなければならないという政策課題に一番結びつくものとしては、その荒廃した耕作放棄地が再生可能なのかどうなのか、これは松本委員のお話にもありましたように、再生は可能なのかどうなのかということ客観的に見て、それでどの農地を再生していくという方に持っていくかということを検討する必要がございます。

います。

そういうことで、いわば客観ベースの数字として、これはご案内のとおりでございますけれども、市町村及び農業委員会が農地基本台帳などをベースに現地で調査をして、それで客観的に判断したと、そういう数値が、これは毎年のものとして把握しております。これが荒廃農地全体で約27万ヘクタール、そのうち再生可能なのが、お話にもありましたとおり約15万ヘクタール、再生が困難と思われるものが12万ヘクタールというように把握しております。そういった中で再生困難なものについては、場合によっては森林に帰していくといったことも地域の取組によっては出てこようかというふうに思います。

したがって、耕作放棄地なり、荒廃農地をどうしていくかという施策を考えていくに当たっては、やはり毎年市町村なり農業委員会が調査した、そういう客観ベースのデータというのが状況を把握するということが必要だと思っております。

一方で、センサスのほうも農家がどう考えているかということも5年おきに、そのほかの項目と併せて把握をして、傾向を把握し、政策に生かしていくという意味、あるいはデータの連続性ということもあり、どちらも意味を持っているということだと思っておりますので、その特性に応じて生かしていくべきものだと考えております。

以上でございます。

○消費・安全局長 消費・安全局でございます。

山口委員から、表示のことにつきまして2点ご指摘があったと思っております。1つ目は、大災害時において表示規制をあんまり厳密にやり過ぎるとしっかりした対応ができないんじゃないかというふうなことでございまして、まさにご指摘のとおりで、ああいう例えば東北の大震災のときになりますと資材が足りない、機械が足りない、原料が足りないという状況のもとで、安全な食品をどう量を確認して消費者に届けるかというのが最重要課題になりますので、その際には、厳密に見ると多少疑問があっても表示の少し、本当はちょっと疑問だよなという点があったとしても流通せざるを得ないということは現実に起こり得ます。

そういった場合の対処につきましては、当然表示ルール、全体を総括しています消費者庁と十分相談した上でということになりますけれども、農林水産省は表示の監視を担当しておりますので、現実に支障のないようにやっていくという方針で臨みたいと思っておりますし、先日の大震災のときにもそういう対応はできたというふうに考えております。

それから、表示のルールを決めるに際して、パッケージ以外のいろんな手段があるので、

総合的に考えて表示ルールを決めるべきではないかというご指摘であったと思います。消費者庁が表示ルール全体を管理しておりまして、消費者委員会などで委員の皆さんにご議論いただくという、そういう仕組みになっておりますけれども、農林水産省、消費者の皆様、農業生産者、それから食品流通業界の皆さん方の意見をそれぞれからお聞きできる立場でございます。しっかり意見を聞いて、そういった意見を反映できるように、消費者庁のほうと協力していきたいというように考えております。

それから、市川委員から植物検疫に際して放射線の照射ということのお話がありました。植物検疫、基本的には最終的に人間の口に入るものでございます。したがって、食べて大丈夫かというのがまず1つ目のハードルでございます。その点につきましては、食品衛生法ですから厚生労働省、それから、食品の安全性の評価につきましては、食品安全委員会が専門的な知見を持って所掌するということですので、まずそこをクリアするというのが大前提の議論でございます。

市川委員は、以前の部会でも同趣旨のご発言をいただいておりますので、食品安全委員会及び厚生労働省には市川委員のご意見は既に伝達をしてお伝えをしております。

なお、現時点で私どもの植物検疫の担当に放射線を照射した果物だとか、そういったものを日本に輸出したい、日本から言うとは輸入ですけれども、そういうリクエストは今のところございません。

以上でございます。

○生産振興審議官 市川委員から小麦についてご指摘がございました。おっしゃるとおり小麦はなかなか難しく、なかなか日本産の小麦の生産も需要も少ないということですが、ですので無理をするなということがございまして、当然のことながら無理に拡大をしていくというようなことは現に戒めなきゃいけないと思っておりますが、一方でパンに合ったものとか、中華麺に合ったものとか、結構競争ができそうなものとか、地域に根差したもので結構うまくいっている例なんかもございますので、そういうようなものがあるんなさっき言った案などを導入していければどんどんやっていきたいと思っておりますし、いずれにしろ収穫の問題とか、収量とか加工適性、新品種、開発につきましては、県部局等と協力いたしまして、無理のない範囲で普及に努めてまいりたいと存じております。

○技術総括審議官 すみません、官房の技術総括審議官でございますけれども、山口委員から資源確保と技術革新の関係につきましてご意見いただきましたので若干お答え申し上げたいと思います。

食資源なり、そういった食料供給にかかわる技術革新といたしましては、一つは遺伝資源の収集を含めた育種技術、また、例えば生産技術面では生産栽培管理の精密化による収量性の向上、あるいは未利用資源の利活用といった意味では、例えば下水汚泥から林産資源を抽出するというような技術、そういったさまざまな分野でいろいろな技術革新が行われておりますし、また、そういった部分について国内外を問わず、広い視点から収集に努めるべきというご意見、まさにそのとおりだと思います。日ごろより、私どもの関連の研究独法を含めまして、技術開発とあわせて、そういった技術の情報収集などにも努めておりますが、引き続き努力をしてまいりたいと思いますし、また、充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○技術会議事務局長 技術会議事務局でございます。山口委員から、品目ごとの技術開発も重要だけれども、もう少し大きな技術革新というようなお話もいただきました。例えば、DNAマーカー育種のような技術は、品目に共通の革新的な技術でございます。こういうところの研究も進めておりますし、また、農業以外の分野で生み出された最先端の技術のようなものも農業に使えないのかというようなことで、融合研究のようなものにも、今、力を入れているところでございます。ITやロボット技術のようなものも、あるいはナノファイバーのようなものも農業に活用できないかというような研究も進めております。

いずれにしても、農業の持続的発展の分野でのご議論の中でもご検討いただければというふうに思っております。ありがとうございました。

○総括審議官（国際） 少し補足をさせていただきます。小林委員のほうから二国間の技術協力でくさびに落ち込んでいくべきではないかというお話がございました。私どもはODA等を通じ、アジア、アフリカを中心に技術協力、また人的協力も含めてやっておりますが、私どもとの食料安全保障の関係で言えば、そちらの国はどちらかということこれから世界人口が増えて需要増になっていく中で、輸入増のリスクをどちらかということ除いていって需給をしてもらおうというような形で協力していくということがメインではないかと思えます。

どちらかということ、今日の資料にも出ております、資料2-1の6ページにも出ております不測時に備えた食料安全保障の対象品目案として出ているような米、小麦、大豆、飼料作物、畜産物、魚介類はちょっと違うかもしれませんが、基本的に先進国からの輸入が中心となっておりますので、そちらについては、むしろ技術協力というよりは、まさに先

進国同士のいろいろな関係でやはり食料安保を確実にしていくということが主目的になるんではないかというふうに考えております。

そのような中で少しご紹介しますと、最近、この7月に締結しました日豪EPAでは、私どもが締結したEPAの中では初めて食料供給章というのを設けて、豪州も我が国に対する非常に大きな輸出国でございますけれども、そことしっかり輸出規制等がされないよう努めていただくという旨等を盛り込んだ協定を結んでいると。こういう取組を進めていくということも重要なのではないかと思います。

また、あと、三石委員からもございましたコントロールリスクでできるものとできないものに関連して、輸送ですけれども、例えば小麦はご承知のとおりアメリカから300万トン輸入しておりますけれども、そういうところから輸送という意味では非常に日系企業の、現地での集荷なりエレベーターでのプレゼンスというようなものも非常に重要になってまいりますので、そういうことも含めた総合的な対応というのが必要かなというふうに考えております。

以上でございます。

○中嶋部会長 食料産業局のほうから何かございますか、山口委員の。

○食料産業局長 後段部分に係るかと思っていましたけれども、知的財産の話、それからASEANの話というのはやはりちょっと重複しますけれども、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

○中嶋部会長 それから、先ほど山口委員がご発言されたBCPですが、これは官製版のBCPを検討すべきではないかというお話で、先ほどのご回答とは趣旨が少し違うんではないかと思いましたが、そこら辺はまた事務局のほうでご検討いただければというふうに思います。

それでは、再びご意見をいただくことに戻りまして、藤井委員が先ほどお手を挙げられて、それから香高委員の順番でお願いいたします。

○藤井（雄）委員 私からは3点お話しさせていただきたいと思っております。

まず、先般、震災の際になかなか食料供給ができない、私たちは牛乳つくっていても東京に届かないというときに何でだろうと、これは生産者からの立場からして、どうしてこういうことが起こるんだろうというふうに思いました。今回、食料安全保障のリスク分析の中でこれほどこういうことを網羅していただくとなるほどなど、生産だけではこういう不測時に対応できるわけではなくて、中のいろいろな仕組みが動いてないと食料安全保障

というのは守れないんだというのが改めてよく分かりました。

このリスク評価に関しては、私からも前回のときにもっと詳しく説明をしていただきたいというお話をしましたが、こういった形で評価されるのは非常にいいことだと思ひまして、評価したいと思ひます。

短期的なところと、長期的なところというところでやはり考えていかなきゃならないと思ひます。生産者としては、なかなか取組の中ではできることは少ないのかなという気はしますが、やはり長期的な面のところでしっかりとここの評価を生かしていけるような施策であったり、指標をつくっていただきたいというふうに思ひます。

2点目になりますが、食料自給力に関してです。ここがやはり、こっち側の安全保障のほうのリスク評価と絡めて、自給力というのがどのように生かされるのかというところを整合性を持って考えていただきたいというふうに思ひんですが、その中で自給力イコール国内生産力というふうにあります、長期的な中で生産力を保っていくという中で考えると、やはり国際競争力を持った作物をつくっていているのかどうかという観点が非常に生産者側としても重要なような気がします。供給力だけありますといっても、やはり売れないものをつくっていてもしょうがないというところがありますので、いかに国際市場でも戦っていけるような作物をつくっていくのか、こういう視点を是非入れていただかないと、短期的につくれますといっても、長期的にそれをつくり続ける生産力というのは、やはりそういったところを評価しないとなかなか難しいんじゃないかなと。

ですので、このリスクマネジメントの評価等を含めて、長期の中でどうやって国際市場で戦っていくのか、こういった観点を是非入れていただきたいなというふうに思ひます。

3点目ですが、農地について、先ほど事務方からもお話がありました、やはり北海道のほうでも非常に条件不利地だから耕作放棄地につながっているというところは非常にあります。そのあたりをこれは復帰できるとか、復帰できないという話もあるんですけども、正直大型の機械が全く乗り入れられないような耕作地とかもありまして、そういったところも結構作業条件等が以前と変わってきている中で、条件不利地の評価というか、耕作放棄地も、ここはちょっと小さい作業機での作業なら可能でしょうが、やはり大型化してきて大面積をやるというときに、本当に使えるのかどうかというところを適正に評価していただくということは非常に大事かと思ひますので、その中で使える土地と使えない土地というのを柔軟に評価して現実に即したような形で運用していくと、農業委員会等含めて、そういったことを実際的にやっていかないと、なかなか耕作放棄地があるのでそれを

減らしましょうというだけの話では、なかなか実際に作業している者としてはこれをもとに戻せと言われてもなという話がよくありますので、そういったところも柔軟に考えていただきたいなという気がいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 それでは、まず総合的な食料安全保障の確立で、今回、国が具体的な対応手順を作成したり、定期的に検証するというようなところまで踏み込んでいただいたのは、まさにこういう総合的な管理というか、評価をするというのは国の仕事だと思いますので、是非積極的に進めていただきたいなと思って高く評価しております。

その際には是非検討していただきたいのは、農業分野のリスク要因の洗い出しだけではなくて、その手法をめぐって、最近皆さんもよくご存じだと思いますけれども、例えば御嶽山の火山情報がちゃんと登山者に伝わっていたのかとか、あるいは東日本大震災のときにどういうことが起きたのか、あるいは最近よく起こっていますけれども、各地で起こる自治体と住民とのリスクコミュニケーションの仕方、その辺まで視野を広げていただくとさまざまな課題が浮かび上がってくると思いますので、是非幸か不幸か、さまざまな事例というのが最近リスクを考える上では出てきておりますので、是非その辺も目配りして盛り込んでいただければと思います。

よくあることとしては、それぞれが重要な情報を持っています。特に国においては高いレベルの情報を持っているんですが、それがまず自治体にうまい形でおりにいかないと、その情報自体はおりにいっているんですけども、具体的にその数値が意味するところという分析が十分にされていないがために、自治体側がうまく消化できずに、これは農業の場合だと農業者に当たるかもしれないんですけどもうまくできずに、結果的に最後のところであるところの住民に十分な情報がタイムリーに行き渡らずに大きな災害の原因になってしまうというようなことが多々見られています。農業においてこういうような階層的な情報の伝わり方にミスがないような形で、できるだけ工夫をしていただければなと思います。

それと、こういったリスクの洗い出しというのは一回やればいいというものではなくて、その手法をめぐっても日々進化したり、見直すべきものというのがあらわれることだと思いますので、是非不断の見直しをやっていただきたいなというふうに思います。

それから、今度は食料安全保障のリスク管理の対象にする品目についてなんですけれども、資料にもありますとおり、6品目にしてはどうかというご提案ですけれども、基本的に熱供給量、いわゆるカロリーベースという視点で考えれば、これでいざとなったときにこれで国民が生命を維持するという意味では十分なのかもしれませんが、実際に生産額ベースということを考えれば、日々の生活の中には野菜とか果物とか、そういうものの占める割合というのも大変大きいかと思えます。

比較的多分、生産面の管理とか動向が把握しやすいものということでこの6品目を選ばれているというふうに想像しますけれども、果たして野菜とか果物とかを除いていいのかというところは一度ご議論いただければと思います。

よく言われるのが、野菜は非常に1年に何回もできるので、リスク要因としては非常に低いとか、あるいは野菜同士代替ができるので、別の調達ができるということでここから外すということなんです。消費者の行動ということで目を転じていただければ、例えば直近、野菜が相当高かったとか、価格が値上がった時期があったと思うんですが、それ一つとっても消費者は非常に右往左往するんですね。自分の家計とにらみ合わせて、それが例えばもっと構造的な要因でどこかで不作が起こっているとか、それがたとえ米であっても、何かすごく不安心理を高めるような事象が起こった場合には、別にこの6品目にかかわらず、通常とは違う行動をすることによって結果的にこの6品目に異常な動きが出てくるということもあります。

直近で記憶に新しいのは、例えばバターが足りないといったときに、実際に輸入量は国民一人当たり足りているのに、スーパーの店頭から通常バターなんか買わない人までバターを買いあさってなくなったというようなことも記憶に新しいかと思うんですが、是非食料安全保障におけるリスクを考える上では、より広い範囲での目配りをしていただくようなご努力をお願いしたいなというふうに思います。

実際、イギリスの例を見ても、今日お示ししていただいた資料の中でも結構野菜とか果物についても言及があるようなので、よろしくご検討をお願いいたします。

それから、今日の資料の中では非常にイギリスの事例というのをいろいろ参考にされているようなんですけれども、政策に落とし込む段階ではなぜイギリスなのかというところも是非分かりやすくご説明していただきたいなと思います。日本との共通点がどういうところにあつて、差異がどういうところにあつて、あるいは資料的にここしか集められなかったとか、その辺のさまざまな要因を詳しく分析した上で是非参考にする、しないという

ところをご決定いただければと思います。

今日の資料にもありますように、食料自給率のところの18ページなんですけれども、ここでも日本との大きな差異ということで、日本ではこの数十年間食生活が非常に大きく変化しました。日本は、明治以来非常に新しいものを取り入れて自分なりに消化していくというのが得意な国民なんですけれども、イギリスの場合は、これだけ食料自給率に大きな変化があったにもかかわらず、食生活には大きな変化がなかったと、これは大きな定性的な意味ですけれども、国民性の違いだと思いますので、今後政策的に考える上では、この辺の差異などもよく念頭に置いた上で、さまざまなご検討をしていただければというふうに思います。

それから、自給力についてなんですけれども、すみません、ちょっと長くなって、過去からさまざまな形で自給力の検討、議論はされていると、16ページにありますけれども、驚くべきことに昭和50年からもう既に自給力についてどうだというような議論をされているんですが、今回の基本計画に当たっては、さまざまな農業についての改革期、あるいは転換点だという共通認識で議論を進めているかと思いますので、数値目標がたとえ厳しいにしても、これまでの議論とはちょっと一歩ステージを変えたような提案というか、議論の結果がこの自給率のところに反映できればなというふうに個人的には期待しております。

あと、最後1点なんですけれども、今日新聞各紙に出ておりますけれども、厚生労働省さんが健康な食事ワークというのをおつくりになったというふうに報じられています。ここでもいろいろ日本型食生活というのは非常にバランスのとれた食事だとか、あるいは和食との区別はどう考えるだとか、いろいろアプローチの仕方を議論しておりますけれども、やはり国民からすると、こういうマークが厚生労働省のほうで出て、これが健康な食事マークですと言われて、また、もしかして今度農水省さんのほうから別のアプローチで何かマークが出るとか、日本型食生活を進めようみたいな感じになりますと、受け手からすると農水省だろうが、厚生労働省だろうが、全くその区別はないので、是非受け手側の視点に立って混乱のないような政策の推進というのをご検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますか。

それでは、近藤委員。

○近藤委員 ほかの委員の方もおっしゃいましたけれども、食料自給率、目標の数字が今回の計画の中で示されてくるかと思うんですけれども、前回非常に高い目標で到達できなかったということですが、いずれにしても目標を掲げるときに達成する手段、それから、そこに至るPDCAのサイクルの回し方、それから、その一つである予算のつけ方を含めて自給率の目標を設定していただく必要があるのではないかというふうに思っています。

生産構造についても、国は米については今まで自給コントロールを含めた数値目標を各県ごとに出しているわけですが、これが各県ごとの目標とどう整合性が、ほかの野菜とか果物とか、とれているのか、とれていないのか、この辺の検証ができていないのか、いないのかお示しただけであればありがたいなというふうに思います。

というのは、それぞれ特に野菜なんかは気候変動による需要と供給とバランスが非常に崩れて暴騰してみたり、あるいは豊作になってせっかくつくったものが利用されないという局面が多々あります。これはどうやって起きているかという、気象要件だけなのかどうか、この辺の分析もきちんとやっておく必要があると思いますので、是非考慮いただければというふうに思います。

それから、自給力のお話の中で、生産構造と関係するのかなと思いますけれども、法人を含めた専業農家、それから、第一種、第二種のそれぞれの生産力というか、自給力が現状どうなっていて、今後の計画の中でどのように目標を定めていって、それぞれの経営形態における期待というか、生産力の期待をそこに持っていくのかという視点での検討が要るのではないかなというふうに思います。

もう一点は、何回も申し上げておりますけれども、その中で前回あたりの基本計画をつくる時点では、法人の規模がまだまだ今のレベルに達していなかった、ここ5年間で非常に100ヘクタールを超える法人であったり、その法人も集落市町村、圏域を超える法人が出てきていて、法人に限らず企業組織とか、いろんな経営形態の変化が起きている、そこにあった新しい施策になってないというふうに思いますので、この点も是非ご検討いただければというふうに思っています。

それから、新しい経営のモデルも示すというふうになっておりますので期待をしておりますけれども、いろんなモデルがあって、農業も北海道から沖縄までいろんな地域性があったり、経営形態があったりしますが、北海道から沖縄までの農業者が現場で使いこなせる経営モデルを是非今後検討いただいて、今までいろんなモデルが示されている中で使われていなかった原因をちゃんと分析していただいて、生かされる施策を是非つくって

けるようお願いしたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員。

○生源寺委員 不測時の食料の確保、食料安全保障に関連して2、3申し上げたいと思います。

委員のご発言、あるいは農林水産省からのご回答の中にある議論とかなり重なっていますので、できるだけ簡潔にしたいと思います。

この問題は、リスクの評価の段階から実際に対応が必要なアクションが起こされるレベルまで、いろんな段階があるかと思いますが、やはり関係する省庁間との連携、これは不測の事態ということになれば、レベルにもよりますが、ある意味政府一体となって取り組む必要があるような問題ですので、そこを改めて強調させていただきたいと思います。

あるいは民間との連携、これは実際にアクションを起こすときということになるんだろうというふうに思います。香高委員のご発言とも関連しますが、リスクの評価なり、あるいは今日の話で言いますと、それこそどの品目かという、これもやはり栄養士なり医師の観点という意味では多分厚生労働省だと思いますけれども、このほかにはやはりもう少し他の省庁との連絡なり、連携が必要な部分があるかなというふうに思います。

もう一つ、やはりこれはリアルかつ冷静に対処するというところで、そういう意味では過去の経験に学ぶということがやはり重要なことだと思います。もちろん今日の資料の最後のページにもありましたけれども、東日本大震災の経験があるわけですし、それから、93年の米の作況指数が74だったのですかね、たしか250万トンぐらい輸入したかと思いますが、あのときもいろいろな経験がなかったということもあって問題が生じたということもありますので、そういったところももう一度振り返ってみる必要があるかなというふうに思います。

その場合に、多分民間の食品の産業の業界なんかでも、東日本大震災に関してはいろいろ何ができたか、何が不足していたかというふうなことについての情報整理なり、総括されているところもあると思うんですね。私の知る限りで、例えばこれは品目の選定ということにもかかわりますけれども粉ミルクですね、これは乳児の場合に、粉ミルク以外に代替品がないという意味では非常に重要な要素だと思いますけれども、このことについても

たしか事後的にいろいろ評価しているようなことはあるかと思えます。これは一つの事例ですけれども、やはり過去の経験に学ぶということも大事だろうというふうに思えます。

それから、もう一つ、これは私、これまでも何回もいろんなところに書いたり、しゃべってきたりしているものですから余り繰り返す必要はないのかもしれませんが、食料安全保障という言葉です。日本について、不測の事態について食料安全保障という言い方をするということについては全く問題ないと思えます。ただ、今日の資料にも二、三カ所出てまいりましたけれども、世界の食料安全保障という言い方については、やはりかなり抵抗が私がございます。

これはもともとフード・セキュリティに関する、例えばF A Oなんかの会議を日本語に外務省なんか訳したときに食料安全保障という言葉で充てたところあたりからずっと来ていると思えますけれども、F A Oのフード・セキュリティの定義は、もちろん不測の事態も含みますけれども、これは、基本的には途上国の貧困層の毎日の食の問題であるわけですね。そのフード・セキュリティの一部として、いわゆる不測の事態、リスクとしての、特に先進国ですけれどもフード・セキュリティ、食料安全保障の問題があるわけで、ここは、本当はフード・セキュリティ、一般的な意味のフード・セキュリティにはもう少し別の訳を充てたほうがいいだろうというふうに私自身は思っておりますけれども、少なくとも先進国における不測の事態と、多くの国で問題となっているといえますか、多くの人々が直面しているフード・セキュリティの問題の性格が違うということはやはり認識しておく必要があるだろうと思えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、前半分のコメントは一通りいただきました。それで、予定しておりました3時をちょっと回ってしまいましたので、事務局からのご返答は休憩後ということにさせていただきます。

それでは、あの時計で20分に再開したいと思しますので、しばし休憩をおとりください。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

○中嶋部会長 それでは、委員の皆様、全員ご着席でございますので、再開したいと思います。

先ほど、4名の委員の方々からコメントをいただきました。それに対する事務局からのご返答をいただきたいと思います。毎度のことで申しわけありませんが、ごく短目に、次の議題もございますので、よろしく願いいたします。

○食料安全保障課長 食料安保課長でございます。

それでは、まず藤井委員のほうからご指摘のありました食料安全保障について、短期・長期の取組に生かせるようにということで、また、香高委員のほうからも、自治体とのリスコミがうまくいくようにと、こういうご指摘をいただいたところでございます。安全保障につきましては、整理ができました暁には、どういうメッセージがそこに含まれているのかということが、誤解なく分かりやすく伝わるような工夫というものをしていきたいというふうに思っております。

また、藤井委員のほうからありました自給力と安保、これらについてきちんと両方が生かせるようにということで、こちらのほうも安全保障と自給力、密接に絡む話かとは思いますが。両者のブリッジというものにもしっかりと配慮をしながら、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、香高委員からございました、安保について、評価の手法も含めて不断の見直しすべし、おっしゃるとおりだと思います。一度整理ができて、また今後の見直しの中でより良いものにしていくという努力はきっちりとしていきたいというふうに思っております。

それから、野菜・果物について対象品目に加えないのかと、こういうお話でございました。ご指摘にもございましたように、米や麦と異なりまして、年、複数回の作付けができる、あるいは施設・路地、あるいは産地によるリレー出荷、こういったことも可能であるといったことも考えまして、今回、対象品目には入れておらなかったということでございますが、ご指摘も踏まえて、改めてちょっとどういう整理が妥当なのかということも考えていきたいというふうに思います。

それから、イギリスに関しては、3つの点で今回、安全保障、それから自給力、それから食料自給率向上ということで取り上げさせていただきました。背景としては、同じ島国であること、さらには先進国であることといった共通点ということも踏まえつつ、また、物によっては、そこしか、自給力なんかはあまり対象国が多くなくて、とれる範囲がちょっと限られていたと、こういう事情もございますけれども、そういった点で取り上げさせていただきました。また、ただ、その中でご指摘があったように、国民性の違いというものもどうなのかという点もあろうかと思っておりますので、今後の検討はその点も視野に入れつ

つ、進めてまいりたいというふうに思っております。それから、自給力につきまして、いずれにいたしましても、指標化も含めて検討という中で、どういうものが示せるか、引き続き一生懸命検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、近藤委員のほうからございました、しっかり自給率目標を掲げた場合には、達成手法、PDCA、それから予算、そういったものもトータルで考えていくべしという点については、しっかりと受けとめて対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、県ごとの野菜での生産目標との整合性ということでございますが、農水省の場合、基本計画を立てます場合は、農地の条件あるいは反収等の生産技術あるいは地域性というものを総合的に勘案しまして、生産目標というものを立ててきておるところでございます。そういった意味で、地域の実情といったものを十分把握した中で、これまで目標を立ててきているところがございます。ただ、実態からいいますと、国のほうでこれまで過去3回、基本計画を立てますと、各都道府県のほうでそれを踏まえて県目標を改定したりという対応をされるが多かったということは、実情としてございます。

それから、自給力を検討するに当たって、専業農家、1種兼、2種兼の生産力と、こういうご指摘がございました。こういった担い手の要素をどう自給力というものに加味できるかという点、ご指摘のような専業1種、2種みたいな区分けが可能かどうかはちょっとなかなか、こういった統計上のデータの集約、今日もちょっとなかなかしてないものですから、可能かどうかという点もありますが、人の要素をどう盛り込めるかという点については、難しい点ではありますが、検討は深めていきたいというふうに思っております。

それから、生源寺委員のほうからございました、安全保障に関しての関係省庁との連携ということは、これはもちろん農水省だけで手の届かないところもございますので、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。また、品目の選定についても、改めてそういったところのご意見も聞いてみたいというふうに思っております。また、過去の平成5年なり東日本の反省というものは、しっかりと踏まえて今後の検討に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、世界の食料安全保障という言葉の使い方ですが、飢餓貧困対策という意味で使われること、フード・セキュリティという場合、そういう使われ方をするケースもご指摘のとおりございますので、そういった日本語に変換する場合に、そういったものと混同がされないような使い方ということを、これからも今後、間違いのない、誤解のないような使い方ということに気をつけていきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○食料産業局長 食料産業局でございます。

香高委員のほうから、厚労省のけさ報道あったお弁当の話、健康弁当の話がございましたけれども、厚労省からは、農水省と今後ガイドラインをつくっていききたいというお話がございましたので、弁当を所管する立場で、現実的なものは何なのかという形でやっていききたいと思います。例えば650キロカロリーを超えると、本当に不健康なのか健康なのか、その人の年齢、いろんな場合がございます。それから、塩分が3グラム以下になっておりますので、例えば10グラムの梅干が1個入ってくると、10%の塩分濃度だと、残りたんぱく質をどうやってやるのかとか、あるいは精米が入ってなくて、玄米を必ず2割以上混ぜるとか、そういった話もございますので、現実的な対応がどのくらいできるのかというのと、栄養学的に健康的にどうなのかというのを、今後、厚労省とともによく考えて、現実的な対応をしていききたいというぐあいに考えております。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、経営局。

○経営局審議官 経営局でございます。

近藤先生のほうから、政策が法人の大規模化などに合っていないというご指摘をいただきました。私ども、経営感覚ある経営体を支援するというところで、大規模経営あるいは法人に対しましては、スーパーL資金とか農業経営基盤強化準備金、あるいはアグリビジネス投資育成などの出資などを用意いたしておりますが、特に法人につきましては、家計と経営の分離、あるいは信用力の向上、雇用環境の向上、経営継承の円滑化といったメリットもありますので、まず法人化自体、いろいろな支援を行っているところでございます。また、法人につきましては、融資枠についても差をつけるとか、あるいは、出資はこれは法人にしか使えませんので、これもファンドの制度を取り入れるなど、いろいろ改善を図っているところではございますけれども、今後とも現場の担い手の皆さんといろいろな意見交換を重ねながら、より良い皆さんに使いやすいような制度に見直していききたいというふうに考えているところでございます。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

藤井委員からのご指摘のありました農地、なかんずく条件不利地域の耕作放棄地についてのご指摘についてでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、農地の推移を見ますと、右肩下がりで推移してきておまして、農地は食料自給率の向上あるいは多面的機能の発揮を図っていく上で、重要な基盤として確保を図っていききたい、その中で、転

用の抑制と併せて、耕作放棄地の発生の防止と、それから再生を行っていかねばならないということが課題でございます。

こういう観点から、条件不利地域につきましても、条件不利地域に応じたいろいろな施策を講じておりまして、そうしたものを活用していただきながら、再生できるところ、再生して農業に活用していただけるようなところは、できるだけそうしていただきたいという考え方でございます。ただ、制度・施策を現場で適用し、実施していくに上に当たりましては、当然のことながら、その現場の農地の所有者の方の意向といった実情を踏まえて対応していく必要がございますので、そういう意味で、制度・施策の運用というのは、現場の実情を十分踏まえて行っていく必要があると考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

最後に生源寺先生がおっしゃられた食料安全保障、フード・セキュリティの問題ですが、日本語としてどうなのかという問題はあるんですが、これが最後、新しい基本計画ができた暁に、国際的に発信するときに、それをフード・セキュリティという言葉で翻訳して世界に出すのは、ちょっとミスリーディングでは、ということでしょうかね。（生源寺委員より、そうではないという反応）そういうことではございませんか。どういう概念でやっているかということを中心に整理しながらやるということに関しては、もちろん私もそうだと思いますので、是非ご検討いただきたいと思います。

それでは、これで（１）の議題につきましては終了いたしまして、（２）食料の安定供給の確保に関する施策等について、まずこの関連資料を説明していただきたいと思います。

○政策課長 （２）のほうでございますけれども、資料の６、７、８、９、１０と、それぞれ担当から説明をさせていただきます。

では、食料産業局からお願いします。

○食料産業局長 食料産業局でございます。

資料６－１、生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出と、その後の資料７の農産物の輸出促進と、これをあわせて説明させていただきます。

この資料６－１に入る前に、資料６－２、Ａ３の１枚紙を広げていただきたいと思いません。

農林水産業の成長産業化ということでございますけれども、現在、国内市場規模が食料、農業、食品産業、関連産業を合わせて100兆円と見ております。これは平成22年でございますが、これを年率２％の実質成長によって120兆円、つまり、この緑の部分をごっと広

げていくと。それから、もう一つのエンジンとすれば、世界の食市場規模が340兆から680兆だということで、そういった周りの関連する産業と農林水産業が連携していくと。例えば、一番上に介護福祉がございませけれども、介護食品の潜在的な市場規模というのは2.8兆円と言われておりまして、今561万人の介護ですが、10年以内には1,000万人と言われております。そうすると、1日380円の介護の食費、3食でございませが、ここに365日を掛けて1,000万人と。5兆円と。これを誰がどこでどうやっていくのかとか、そういった形を踏まえながら貢献していきたいと。そして、この広がっている市場が農林水産業を引っ張っていってもらおうと。この関連産業がですね。そういった視点でこの農林水産業の成長産業化を目指していきたいということでもあります。

資料6-1の横長に戻っていただきたいと思いますが、表紙をおめくりいただきまして、まず6次産業化の推進等の1ページでございませ。ここでは、今まで行ってきました農林漁業の6次産業化、個もありますけれども、あわせて、この囲みにありますけれども、農山漁村の6次産業化、地域ぐるみあるいは地域を面として捉えて、農山漁村における所得の向上や雇用の拡大に貢献したいということとございませ。

2ページ目に、それぞれ農林漁業の部分でございませが、右側の施策の検討方向の2つ目の緑色の丸でございませけれども、これは農林漁業者が経営の発展段階で、あるいは取組の内容に応じて活用できる措置を主体的に選択できるようにする。その下の、「さらに」以下でございませけれども、最後の緑のポツですが、これは農山漁村というイメージでございませして、地方公共団体、食品産業、それから商工、金融、試験研究機関と連携することで、6次産業化の取組を面的に拡大していきたいということとございませ。

そのほか、3ページでございませけれども、新たな分野、先ほどのドーナツのところでもありましたけれども、観光、バイオマス、再生可能エネルギー、医福食農連携、新しい分野と連携していきたい。それは、当然、地域の特性に応じて展開すべきものだという形で考えております。

4ページでございませ。先ほど、山口委員のほうからもございませけれども、地理的表示保護制度の創設・普及・定着でございませ。全く新しい制度でございませけれども、さきの通常国会で法律が成立しまして、来年の6月までに導入が決まっております。詳しくは参考資料の資料6-3の10ページ以降にございませが、一言で申し上げますと、品質なり社会的評価、その他の特性が、その地域、産地の自然的な特性、例えば気候風土、土地、それと人的な特性、伝統的なノウハウと結びついて表示されるということとございませ

して、商標と違うのは、商標は記号でございますが、品質まで国が保証するというものがございます。

続きまして、5ページでございますけれども、食品産業のさらなる成長化ということで、まずグローバル化の展開の促進ということで、国際的に通用する規格をどうやって策定していくのか推進したい。それから、日本国内、それから海外、特にASEAN諸国との人材の育成・確保をしていきたいと。それから、先ほどもございましたけれども、知的財産侵害への対策の強化、これはどうしてもグローバル化の中で必須でございますので、そういった国際展開を支援していきたいということでございます。

6ページでございますけれども、食品産業の競争力強化ということで、まず新たな市場の開拓ということで、例えば関係省庁と連携しながら、地域の農産物を活用した健康支援サービス、次世代ヘルスケア産業の創出を促進していけないか、また、新しい介護食品というのを普及していけないかということを検討方向として考えております。また、卸売市場の機能高度化・活性化と。現在、第10次卸売市場の整備基本方針をつくっておりますけれども、21世紀、今回、ふさわしい新たな基本計画に資するような卸売市場のあり方というのを、抜本的に考えていきたいと思っております。それから、中小企業のHACCPの導入、それから食品のロス、リサイクルの推進を進めていきたいということでございます。

続きまして、資料7-1、農林水産物・食品の輸出促進に入りたいと思います。

表示をおめぐりいただきまして、1ページでございますけれども、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。日本食を世界に展開する素地が整ってきたということで、海外展開のみならず、日本国内における和食の保護・継承を積極的に進めたい。そのための司令塔として官民合同の協議会をつくり、日本食・食文化の普及を戦略的に展開していきたいということでございます。当然、ターゲットとしては、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会、これを見据えた戦略をこの5年間、じっくりやっていきたいと思っております。そのためには、検討方向としては、日本食のブランド化をどうするのか。環境整備とございますので、そういった輸出促進・海外展開の環境整備。それから、日本食・食文化を普及する人材をどう育成するのか。それから、インバウンド、日本に訪日する外国人の対応等々を検討の方向として行っていきたいということです。

2ページでございますけれども、輸出でございます。輸出につきましては、オールジャパンでの輸出体制を整備していきたいと。実は、今までの輸出というのは、産地ごと、品目ごとにばらばら感があったということもありまして、この反省を踏まえまして、オール

ジャパンでの輸出体制を整備していくということでございます。この各産地、事業者が一緒となった輸出をどうやって取り組んでいくのか、そのためには、品目別の輸出団体による促進を来年度から順次行っていきたいということでございます。

また、2つ目でございますけれども、物流問題、それから、日本と海外では食品添加物の基準が違ってございます。例えば、ベニバナというのは、世界じゃなく日本の固有なものでございますが、海外にはエビデンスがない、ですから使えないということもございしますので、そういったものをどういう形でご理解いただく、あるいはどうするのかということもしっかりやっていきたいと思っております。それから、ジェットロ等の情報発信を一元化して、きめ細かい相談窓口をつくってきたいということでございます。

3ページでございますけれども、環境整備のその1でございますけれども、輸出の阻害要因ということで、この阻害要因を洗い出して優先順位をつけて、行ってきたいと思っております。今後の施策の検討方向としては、輸出環境整備レポートと。仮称でございますけれども、海外におけるいろいろな、いわば非関税障壁とも言われるようなものが結構多うございまして、そこら辺について、できれば年度内、なるべく早い段階から順次レポートを出していきたいと。それを検証しながら、検証・更新を毎年実施していきたいというぐあいでございます。また、HACCP認証、ハラール認証、GLOBAL G. A. P.、いろいろ問題がございしますが、これらを一つ一つ解決していくと。それから、放射性物質に係る輸入規制に対しては、海外に科学的な根拠に基づき働きかけていきたいと。それから、輸出検疫環境の整備、それから海外との検疫協議の戦略的な実施を図ってきたいということでございます。

それから、4ページ、最後でございますけれども、輸出に取り組む日本の食品事業者が競争力強化できるように、日本主導の国際規格づくりができないかということでございます。国際的に通用するような規格の策定、国際標準化に取り組んでまいりたいということでございます。2つ目は、官民連携による途上国のフードバリューチェーンの構築の支援ということで、ここにありますが、例えば、海外におけるコールドチェーン、流通販売網の輸出環境の整備等、いろいろなインフラ、それから食品製造団地、あるいはフードコート、モール、そういったものを一体的に支援していけないかということでございます。それから、やっぱり輸出促進につきましては、関係省庁と連携しながら行っていくと。この環境整備のあり方を、アジア・フード・コミュニティー、そういったものを活用しながら行っていきたいということでございます。

以上でございます。

○政策課長 続きまして、資料8、「農業・農村の所得倍増」に向けた対応方向についてという資料をご覧くださいと思います。

1 ページでございます。「農業・農村の所得倍増」の位置づけということで、上の四角ですけれども、農業の競争力を強化をし、産業として持続あるものとするとともに、農村を活性化するためには、農業・農村の所得を増大することが重要といったことを背景に、昨年4月には自民党の「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」、それから昨年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」、本年6月には「『日本再興戦略』改訂2014」などで、農業・農村の所得倍増を目指すということが明記をされていますという紹介でございます。

続きまして、2ページ、「農業・農村の所得倍増」の考え方ということでございます。下のほうの枠でございますけれども、左側に農業所得の増大、右のほうに農村地域の関連所得の増大、この2つをあわせて考えていかないといけないというふうに考えております。左側の農業所得の増大のほうでは、生産額、 $P \times Q$ - 生産コストが農業所得になるわけがありますので、価格のPを増やしていく、生産量のQを増やしていく、それから生産コストのCを減らしていくということで、ここに掲げているようなそれぞれについて取り組んでいかねばならないということだと考えております。右側の農村地域の関連所得の増大のところでは、先ほど食料産業局からもございましたが、6次産業化等の推進による雇用なり所得の増大といったことで、さまざまな取組をしていく必要があるというふうに考えております。

3 ページでございます。今後の検討方向ということで、今、省内で作業を進めてございますけれども、道筋として、マクロでの道筋、それからミクロでの道筋ということで、両様で検討を進めております。まず、上のほうのマクロでの道筋の農業所得についてでございますけれども、米、野菜、畜産など、各品目別に対応方向を検討をしていくと。農村地域の関連所得のほうでは、加工直売なり、都市と農村の交流など、さまざまな施策の分野ごとに雇用所得の増大に向けた対応方向を検討していくという、両様の道で作業をしております。下のミクロでの道筋（経営展望）と書いてございますけれども、これはまた経営展望のところでご説明をさせていただきますが、農業経営モデルの例示ということで、主な営農類型、地域ごとに経営発展の姿を例示をする。それから、地域戦略の例示ということで、地域として関連作業との連携等による6次産業化等の事業展開により、農業所得と

関連所得の合計が倍増する姿をイメージできるように、戦略を例示をしていきたいということでございます。

以上です。

○技術総括審議官 引き続きまして、経営展望につきましてご説明申し上げます。資料9でございます。

今ほど、政策課長からございましたように、農業・農村所得倍増に向けた検討方向のいわゆるミクロの道筋として、経営展望につきまして今検討を進めているところでございます。本日は、その基本的考え方についてご説明を申し上げたいと思います。具体的な類型あるいは試算結果等につきましては、また作業の進展に応じまして、改めて後の回のほうでまたご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、1ページ目をご覧いただきたいと思います。

今回、新たな基本計画におきます経営展望の位置づけでございますけれども、今ほどにもありましたとおり、上の四角の中の上の丸にございますけれども、各地域の特性に応じた担い手の育成、農業・農村の所得倍増に向けて農業関係者が具体的なイメージを持って取り組める、すなわちミクロの道筋として提示するというものでございます。

内容としては、下にありますように、2つの例示を考えております。1つは、いわゆる農業経営の発展の方向性を具体的に示すものとして、農業経営モデルの例示を行いたいと考えてございます。これにつきましては、17年展望の基本的な考え方に立ち戻りまして、各地域の担い手となる効率的かつ安定的な農業経営の姿を、主な営農類型・地域について例示的に示していきたいということでございます。その際、10年後を目途に、経営発展、所得増大を図るための取組について分かりやすく示すということで、現状、それから取組内容、また発展の姿というような形で、分かりやすく示していきたいと思っておりますし、また、農業経営体内で取り組む6次産業化の取組なども包含する形で示していきたいという考えでございます。

それから、2つ目の地域戦略の例示とございますが、これは、今回新たな試みとして行うものでございます。先ほどございました農村地域全体としての所得倍増というものに対応するものでございます。一応、参考資料の位置づけとして考えてございますが、関連産業との連携による6次産業化の事業展開によって、地域として農業所得・関連所得の合計が倍増する姿がイメージできるように、その戦略を例示していくというものでございます。

2ページ目をご覧いただきたいと思います。

目的・位置づけにつきましては、今ほどご説明したとおりでございます。農業経営モデルの例示する姿といたしましては、既に実現されている先進事例を参考に、10年後を目途に、農地の利用集積・集約化あるいは新品種・新技術の開発等の成果を反映した形で、具体的な姿を示していきたいということでございます。この農業経営モデルの活用方策であります。各都道府県等におきまして、農業経営基盤強化促進法の基本指標の見直しを行っていただいて、各地域の実態に即した担い手の姿を提示していただくというような活用の形を考えてございます。

先ほど、近藤委員のほうから、活用されなかった要因などもよく分析して取り組むようにというご意見もいただいております。ご意見を参考にさせていただきながら、特に基本計画が定まりました際には、各県あるいは各地域との意見交換なども行いますので、そういった意見交換や説明というものを丁寧に行うなど、活用をされるような形で進めるように、よく考えていきたいと思っております。こういった農業経営モデルを示すことによりまして、それぞれの地域の実態に即した具体的な取組が進むことを期待するものでございます。

それから、3ページ目をご覧いただきたいと思っております。

もう一つのほうの地域戦略の例示でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、地域全体としての所得倍増の戦略例ということでありまして、下のほうに右左でございますけれども、地域農業という観点からは、担い手の育成、農地の利用集積等を前提といたしまして、生産コストの縮減あるいは高収益作物の導入等によります、農業所得がどう増大するかという形、それから、地域農業と関連産業の連携のもとで、加工直売あるいは都市・農村交流、再生可能エネルギー等の取組、そういった形でのさまざまな取組によりまして、雇用あるいは所得というものがどう創出されるかということ、トータルで地域全体の姿として示していきたいというふうに考えてございます。これから具体的な作業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○農村振興局長 それでは、資料10について、まず私のほうからご説明いたします。

資料10は、活力ある農山漁村づくり検討会の検討状況についてでございます。この活力ある農山漁村づくりに向けての検討会におきましては、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンの検討ということで、松永委員、今日ご出席でございますが、松永委員を初め、6名の有識者から成る検討会——委員長は小田切教授にお願いしております——を開催しております。これまで3回の会合を行ってきたところでございます。また、松永委員

からもご発言をいただけるものと思いますので、ごく簡単に申し上げます。

これまでの検討会における委員からのご意見につきましては、資料の2枚目、2ページ目に掲げております。逐一ご説明は申し上げますけれども、これまでの議論では、1つは、若者世代を中心に、田舎暮らしに新たな価値を見出そうとする田園回帰の動きが見られるということ、それから2つ目に、農山漁村の地域資源を活用した6次産業化あるいは社会的企業（ソーシャルビジネス）の取組などによりまして、若者の移住や定住の実現あるいは地域経済の活性化につなげていくということが重要であるといったこと、それから、地域のコミュニティ機能を維持・発揮する方策ですとか、都市にとっての農山漁村の意味・意義といったことについて、活発なご議論が行われてきたところでございます。

今後の予定のところの下のほうでございますけれども、今後、検討会でさらにご議論を深めていただきまして、年内に中間取りまとめを行っていただくこととしたいと考えております。来年の3月までに新たなこの企画部会で検討されている基本計画の策定と併せて、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンを策定する予定でございます。

以上でございます。

○松永委員 失礼します。委員の一人として発言させていただきます。

これまで7月から3回にわたって、小田切教授を委員長に、6人のメンバーで活力ある農山漁村づくりビジョン策定に向けて、検討を重ねてまいりました。ただいま局長のほうからお話ございましたように、田園回帰という言葉をも1つキーワードとして大きく捉えております。今般、地方創生、人口減少、それから超高齢化という中で、農山村のあり方、大きな転機を迎えています。そうした中で、農村にとってプラスと思えるような転機と言えるのが、データとしては必ずしも大きなうねりではないかもしれませんが、これまで条件不利地域とされていたような中山間地域や離島において、首都圏、都市圏から20代、30代の若者を中心に定住が相次いでいるということでもあります。そうした意識の高い新たな価値観を持つような若者が、農山村の中で役割を果たしていただけるような社会をつくっていく必要があるのではないかとということを十分議論しております。

また、もう一つ、6次産業化というのも1つキーワードですけれども、同時に、農山漁村の中で、特に若い世代の仕事・雇用というものを生み出していく必要があります。そうした中で見られる動きというのが、社会的企業あるいはソーシャルビジネスの立ち上げです。地域の中で課題となっている部門、例えば財政縮小して、交通困難な地域だったり、あるいは買い物弱者と言われるような、限界的な集落であったり、そうしたところの課題

解決に向けて、行政だけに依存しないような、民間主体のような、新しいビジネスモデルを構築しようとしている人が出てきています。これも住民主体の動きと同時に、田園回帰という、首都圏、都市圏からの若い世代が作り出している動きと結びついているということで、注目しております。

いろいろ議論しているところですが、農山村の中の比較的新しい動き、これは、都市、農村との交流であるとか、新たないろいろな動きがあると思いますけれども、そうした動きを世間に広く発信することによって、改めて農山漁村の新たな価値を見出していこうというふうなビジョンを検討しております。月1回の検討を重ねておりますけれども、年内に中間取りまとめを行い、来年3月、この基本計画の策定と同時進行で、こちらのほうのビジョン策定もあわせて完成を目指したいというふうに思っております。

以上です。

○政策課長 (2)の食料の安定供給の確保に関する施策についての説明は、以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました課題につきまして、委員の皆様からご意見、それからご質問等をいただきたいと思います。先ほどの(1)のほうの課題についても、何か言い残した点とかつけ加える点がございましたら、あわせてご発言いただきたいと思います。先ほどと同じように、複数の方からのご意見を伺った後、事務局よりご返答いただくと。こういうスタイルで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、いかがでございますか。

それでは、山内委員。

○山内委員 6次産業化と輸出の点について、2点申し上げたいと思います。

農山漁村の所得拡大に関しましては、6次産業化は非常に重要だというふうに考えております。それで、10兆円規模にするということなんですけれども、やはりこれを実現するには相当努力が必要だというふうに思いますので、目標達成に向けまして、具体的なプロセスを、これも地域ごとに明確に示していくことが必要なのではないかというふうに思います。

それから、私も現地視察で実際に生産者の方が6次産業化に挑んでおられる姿を拝見いたしました。大変積極的に広げていこうというふうに努力されている方もありますけれども、やはり生産の次にチャレンジはされているけれども、つくられている商品の魅力です

とか販路に悩んでおられる方もいらっしゃいました。商品をつくったり、それを流す販路をつくるというのは、個人の生産者の方にはとても難しい課題だというふうに思いますので、やはりここでは、地方自治体ぐるみですとか、生産者の方が地域のさまざまな団体と協働して進めるというふうな取組が必要ではないかと思います。個人の生産者の方に責任を帰ることになって失敗してしまうのでは、もったいないというふうに感じました。中山間地なども小規模生産者が多くいらっしゃいますので、是非地元の食品産業や流通業、生協なども含めまして、さまざまな関係者が協働できるようなことを後押しされたらいかがかというふうに思っております。

輸出のほうは、おおむね意見には賛成なんですけれども、これも非常に輸出などに力が発揮され得る大きな生産者の皆さんだけでなく、中小規模であっても、意欲をお持ちの生産者の方が参加できるような、そういう施策が必要ではないかというふうに思っておりますので、ご配慮をお願いします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

それじゃ、市川委員。

○市川委員 3点申し上げたいと思います。

最初に、6次産業化について。資料6-1の2ページのところに、上から2つ目の緑の丸ポチ、経営の発展段階や取組の内容に応じて活用できる措置を選択できるようにという、複数の多様なメニューを示されるということというふうに理解をします。私もことしの夏に6次産業の現場を見学させていただきました。6次産業化は一言で言えるようなものではないなというのを実感しています。どういうことかといいますと、ビジネスとして海外にまで打って出るというような戦略と戦術を持っている人たちと、そうではなくて、地域再生、いわゆる地域の人たちのつながりを生かして、地域の活性化を楽しむという、そういう視点の方々、そういう方々とははっきりと切り分けて施策を打っていかないと、拡散してどっちつかずのようなことになってしまうのではないかという、そのようになってしまわないようにしていただきたいと思っています。

2点目は、所得倍増に向けた対応の方向についてです。資料8の2ページの2の考え方ということで、下のほうに、農業所得の増大って、緑の枠が2つ書いてあります。その左のほうで、農業所得の増大について計算式が示されております。私はもう一つ、生産コス

トの縮減というところで、労働時間を軽減することによって、これは見えないコストの削減になるのではないかと。それは所得としては見えてこないかもしれないけれども、貴重な視点ではないかなと考えているところです。こういう視点も何らかの形で入ると良いのではないかなと考えました。

それから、3点目です。3点目は、経営モデルの考え方です。資料9の2ページのところで、モデルの基本的な考え方というのが示されています。いろいろなモデルというのはさまざまな分野で示されるわけですがけれども、この経営モデルを示されるときに、一番見ばえの良いものを示されるのか、あるいはその中間なのか、それとも最低このランクというような示し方をされるのかによって、またその見え方、考え方、受けとめられ方も変わってくると思います。私はやっぱり現実味のあるそういうモデルを示していただくほうが、より良いと思っております。それは納税者の理解も得られやすいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、小林委員。

○小林委員 3点申し上げます。

まず、6次産業化ですが、地方再生、地方創生というときに、我々経済界でも6次産業化に非常に注目し、皆さん、自分なりの興味でいろいろな議論を物すごくされておりますが、私も全くそのとおりに思っております。何としても6次産業化をやらない限り地方の再生はないというぐらいの感じで捉えております。

その意味で、ちょっとそれは困るという人もいるかも知れませんが、基本的にはやっぱり企業の参入をどんどん増やしていくことが必要だと思っております。ただ、それを東京でやってもしょうがありませんので、それは必ず地方でやる。地方へどんどん来てほしいというメッセージを出すべきではないかと思っております。そうすれば、そこに雇用をつくる力は企業にはあると思っておりますし、それなりの対応は可能になると思っております。

それと、輸出ですが、とりあえず今5,500億円できているわけですから、なぜ今それだけできているんだということを、きちっと1回レビューしたらどうかなと思っております。例えば、現地でどういう方がどういうようなものをうまく入れているのかとか、系統立った意識調査を一度やってもらって、それと同じようなパターンをまたつくればいいと思っております。

1次産品そのものではなかなか限界があると思っておりますが、やはり加工で持っていったほ

うがいいとか、例えば米じゃなくて日本酒で持っていこうじゃないとか、何かそこいらいろ知恵が出ると思います。確かに、オールジャパンでやるのも良いですが、競争力で全然太刀打ちできないのではないかと危惧しますので、できるだけ既存のネットワークをうまく利活用する。例えば、現地の方々とパートナーを組む。スクラッチから物流をつくるのではなくて、あるものをきちっと使っていくとか、いろんな工夫があると思います。

だから、全体の競争力をきちっと確保するというのはもちろん大事ですけども、現在、何故5,500億円輸出できているんだということの分析を1回して、それをみんなでそれぞれオールジャパンで共有していく。それで、その2つ目、3つ目をつくるという形が非常に良いのではないかと感じます。

それと、農業所得の増大、先ほど皆さんもリファーされていまして資料8の2ページのP×Q-Cですが、多分こういうことしか言えないのですが、恐らくこれだけだったら、なかなかイメージがわからないと思います。関連所得の増大を何としても実現しなくてはいけないと思いますので、そういうメッセージを各単協、農協に出して、具体的な形にさせて、それに対して支援をしていく。こちらから何をこうしなさいではなくて、農協自身も恐らくこれから反転に打って出ないとどうしようもないというポジションでしょうから、中央と単協がいろんなことをやり合いながら活性化させていく、そして知恵が出てくるということであろうと思いますので、そんなふうにご指導してもらったら良いのではないかと感じました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員。

○三石委員 今の小林委員の発言と少しオーバーラップするところがありますが、1つは、輸出に関して、以前も少し申し上げたかもしれませんが、最終的には、原材料ではなく、付加価値がついた農産物、あるいは付加価値がついた食品、ここまですべてを確実に視野に入れて進めていくことが重要です。こういう姿勢のもと、段階を一つひとつ踏んでいくということが必要です。分かりやすい例で言えば、ブドウを輸出するのではなく、最終的にはワインを輸出するということです。そうすれば、明らかに日本の農産物の輸出額が増える。そこまですべてを視野に入れておくことが1点目ですね。

2点目としては、食料産業局で用意していただいたこの表、資料6-2ですが、私は非常によくまとまっていると思います。これを見てすぐに気がついた点は、6歳から18歳ま

で1500万人の子供がいると右下に書いてある点です。次の世代を担うこの1,500万人にどういう形でこの内容を分かりやすく伝えていくかということが重要です。是非、小中高校生向けに、分かりやすいバージョンをつくり、ホームページにもアップしていただきたいと思います。全て農林水産業というのは、こういう形で全てほかの産業につながるということを、小さいうちからしっかりと数字を使って分かるような仕組みをつくっていただきたいという感じがいたします。

それから、最後になりますが、所得倍増、この点については経営展望の議論で、恐らくこれからでしょうが、先ほどの前半の議論であった食料安全保障と同じように、個々で使われている「戦略」という言葉も人により受け取る意味が大きく違ってきます。例えば、「展望」イコール「戦略」と見ているのか、あるいは「工程表」を「戦略」と見ているのか、これによってもイメージが大きく変わってきます。

察するに、地域にとって必要なのは、単なる展望だけではなく、具体的に今、我々は何したら良いのかということだと思います。ビジョンとして良いモデルがあっても構いませんが、具体的に何をしたら良いかということが問題です。本日前半で非常に良いリスク分析の枠組みが提示されていますので、それと同じように、例えば「地域の宝」は何なのかということ徹底的に洗い出してみることです。そのときには、地元の人だけではなく、全く関係のない第三者の視点を持って、この地域の魅力は何だというようなことまで含めた徹底的な洗い出しを行い、それを分析・評価して対応策をつくることです。これは、地域ブランドのつくり方の一つのステップですが、こうした点を地域戦略の例示の中に、具体的に何をやれば良いかというステップとして入れていただくと良いと思います。でき上がった姿ではなく、今だったら我々はこれをする必要がある、ここまではできているから、その次のステップとしてこうしたら良いのだなということが、より分かりやすくなるのではないかという気がいたします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、松本委員、近藤委員、お願いします。

○松本委員 経営モデルに関連して1つちょっと発言したいと思います。

農村の、地域によって違うと思いますけれども、条件が大変厳しいところについては、どういうふう若い人にこの農業界に残ってもらうのか、あるいは入ってきてもらうのか

ということなんだと思いますね。実は、私も縁がありまして、私どもでちょっと調査した数字があります。新規就農で、これは農業外からですけれども、農村に入られた方々が、農業所得で、何とか頑張られて経営を展開されて、それで生計をやっていけるという状況がどのぐらいで達成できているかという、そんな調査をしたことがあるんですが、一、二年ではやっぱり15%ぐらいしか、農業所得でやれますという方がいない。そのとおりですね。ですから、就農給付金とか、そういう世界になってきたんだと思いますけれども。三、四年で大体3割ぐらい。5年たっても5割ぐらいしかやっぱり達成はできてないというのが現実なんです。

そういうことを考えますと、きょうの基本計画の経営モデル、三石先生とオーバーラップするかもしれませんが、戦略とその中身なんです、ここでは効率的かつ安定的な農業経営をモデルにして出すという、こういう方針を提起されておられるんですけども、農村のマンパワー、人材をどう確保するのかというときには、そういう入ってきたときにどのように入り口で踏ん張れるかと。あるいは、その地域のハンディがあるということで、どんな展望が頑張ればやっていけるんだというイメージがわくのかとか、そういうことをこの際、このたびの基本計画の検討の中では出す必要があるんじゃないかと。若者が入ったときに、3年、5年と頑張れば、地域ではこういう例えばモデル的な経営展開を頑張れば道が開けると。その次にまた新しい経営の展開を進めると。そういう順番を追ったモデルの姿を提起していけば、若者にも具体的なイメージがわくんじゃないかというような感じがいたします。

今ございます基盤法の中にも、市町村が地元のお産業と均衡するような農業所得という観点で、大体300万から500万ぐらいのところを中心に計画をつくっておられると思いますけれども、そういうところをもう一度点検して、しかも入り口、中段、将来の安定的・効率的な経営と、こういう段階的なモデルをできたら提示できるということが必要じゃないかと、このように思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いします。

○近藤委員 農業の成長化と所得倍増というのは、これは必ず達成しないと、今の高齢化、それから後継者不足は、根本的な解決にはつながらないんだろうと思います。いろんな政策メニューを打たれてきて、なかなかそれが達成できてない、その原因をもう少しちゃ

んと精査をして、そのためには、生産・加工・流通とか6次化でありますとか、それを世界の食市場に切り込んでいくんだという輸出あるいは都市・農村交流とか、そういういったものしかもうないのかと。当然、そのことも必要ではありますけれども、もうちょっと、絵を描くと非常にいい絵が描けているんですが、例えばコストの縮減とか今言われても、我々生産者はしらげるだけです。下がっているものは一個もない。全部上がっています。だんだんそういった原因で、一番大きいのは石油なわけですが、所得はだんだん減っているわけですね。これをじゃあどう具体化するのかというところが非常に大事な部分で、是非具体論でもって切り込んで、この目標を達成していただきたいなというふうに思うわけですが。

流通には、先ほど三石委員さんがおっしゃいましたけれども、6次化については、農業者だけではなかなか取り組めないで、それを進めていくために、農業者同士の連携ですとか協業ですとかネットワーク化をどのように進めるかという、環境整備が要るのではないかなというふうに思っています。それから、これもお話が出ましたけれども、世界の食市場を取り込んでいくというのは、成長産業にするためにはやっぱり不可欠なんだろうというふうに思いますけれども、農産・畜産・水産を含めて、単品輸出ではなくて、生産や加工や食文化も含めた、バリューチェーン全体として輸出する発想がどうしても要るのではないかな。その際、バリューチェーンの一番川上にいる生産者がそこにきちっと参画して、その利益が農村に返ってくるような仕組みの構築を同時に進めていただきたいなというふうに思います。

それから、グリーンツーリズムの中に、農家民泊というのが出ております。私どもも市単位で今年度、1万ちょっとのお受け入れをしています。やはりなかなか中身をつくれていっていないのではないかな。ちょっとした思い出にはなるというかな。ただ、カリキュラムの時間の配分ですとか、例えば1泊で、1泊が大変なわけですが、1泊泊まって経験した子供たちと2泊した子供たちの意識の差というのが、3倍ぐらい開いていたりするというデータが出ておりましたけれども、やはり農林業家の民泊のあり方をもう少し進化させていくというかな、非常につくる苦勞ですとか、大根を1本育てるにも、これぐらい苦勞してつくったのにたった100円しかしないとか、そういったことまで含めて経験できるようなグリーンツーリズムの組み立て方を是非ご検討いただければ、ありがたいというふうに思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、今6名の委員にお話を伺いましたので、ここで一旦切りまして、事務局のほうから。

生源寺先生、今ここで。

○生源寺委員 いや、後でもいいですけども。

○中嶋部会長 よろしいですか。じゃ、ちょっとここで一旦切らせていただきまして。

じゃ、ご返答のほうを、また先ほどと同じですが、コンパクトによりしくお願いいたします。

○食料産業局長 食料産業局でございます。

山内委員のほうから、具体的なプロセス、地域的にいろんなパターンを示すべきではないかというお話がございました。地域別にできるかどうかはちょっとチャレンジしてみなきゃ分かりませんが、いろんな類型パターンがあるかと思います。その類型パターンごとに何らかのプロセスなり、そういったものをお示しできればなと思っています。例えば、お米中心の地帯であるとか野菜中心の地帯であるとか、いろいろなパターンがあるかと思います。そういった形でやっていきたいと。

それから、輸出は中小規模の方も参加できる工夫というご指摘がございまして、まさしくこの中小の方もできるようなプラットフォームづくり、これにチャレンジしていきたいと。幸い、JAグループあるいは商系、それから通販系、いろんな方々がプラットフォームづくりに今取り組んで、検討されています。そういった方々と連携したり後押しして、またそれを紹介していきたいというぐあいに思っております。

市川委員のほうから、多様なメニュー、6次化に取り組もうとするいろんな方々がいらっしゃるとい話がありました。我々、やはり自ら動いて、6次化の申請をしていきますので、そういった方々を最初の相談からその後のフォローアップまで、ずっと長くやっていきたいと思っております。その場合には、いろんな動機はあるかと思いますが、将来的なあるべき姿というのをそれぞれお持ちでございしますので、それをずっと末永くと言えればあれなんですけれども、何年もかけてサポートしていきたいというぐあいに考えております。

それから、小林委員のほうから、企業の参入を、どんどん来てくださいというメッセージ、まさしくそのとおりだと思っております。今、企業の方々はどうしているかという、原料を自ら調達する動きというのは非常に出てきております。その場合、国内においても、1次産業とどうやって連携するかという動きがございしますので、そこら辺をしっかりとメ

ッセージを出していきたいと思っております。輸出については、今の牛肉部会とかお米部会とか、それぞれの部会をつくってレビューをしていただいております。これは昨年つくった国別・品目別の輸出戦略を、各部会ごとにP D C Aサイクルで今検証しております。今月で大体3回目になっておりますけれども、それをまたどういう地域に活用できるかという形でやっていきたいと思っております。

三石委員からございましたブドウではなく、ワインと。まさしくこの付加価値をつける、バリューを上げていく、これこそが6次化と輸出、本当に同じようなパターンで考えられるのではないかなと思っております。そこをブドウではなくワインにすることによって、雇用が生まれる、所得が生まれるという形で考えております。それから、もう一つ申し上げれば、例えば、検疫上、ブドウが輸出できなくても、ワインだったら輸出できる、あるいは、それをゼリーにして、ホールごと、粒ごと入れたらできるのではないかな。そうすると、そこにまた新たな価値が生まれるという形で、いろんなパターンで取り組んでいきたいと思っております。

子供さん向けの先ほどの成長産業化のドーナツの絵でございますけれども、例えばここの農業高校の教科書に初めて6次産業化という言葉が載りました。そういう意味では、そういった副教材としても、いろんな形で取り組んでみたいと思っております。

それから、近藤委員のほうから、6次産業化は農業だけではかなり限界があるというお話がございましたけれども、いろんなネットワークづくりもやっておりまして、そのネットワークをもっと我々もPRしていきたいと思っております。例えば、九州と北海道の直売店がネットワークをつくって、お互いの産品をやりとりして売り合っているとか、いろんなパターンが今出てきております。1次産業のネットワーク、それから2次、3次のネットワークも出てきておりますので、そういった環境整備といいますか、紹介をしていきたいと思っております。

それから、単品輸出ではなくバリューチェーン全体、これも三石委員と同じ指摘でございますけれども、私ども、やはり農家の皆さんが輸出したときにマイナスになる可能性もありました、今まで。そういった意味では、どういうやり方があるのか。それから、例えば保険の部分というのは、今1次産品はほとんどありません。そういった部分の輸出保険といいますか、貿易保険の部分はどうチャレンジできるのかと。そういった意味での環境整備にも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○政策課長 市川委員から、生産コストの縮減のところで、労働時間の縮減という視点も入れるべきではないかというお話をいただきました。農地の集積や技術開発、基盤整備によって、同じものを生産するに当たっての労働時間は、短縮されていくと考えておりますし、それが実現されると、生産額の増大や生産コストの縮減にさらにつながっていくだろうと思っています。

それから、小林委員から、6次化なり輸出なり、JAにもっと具体的な行動を求めるようなことも必要ではないかというお話をいただきました。まさに今、JAの機能として、小規模な生産者の集合体としての単協、それから連合会がどのような機能を果たしていくのかが問われているところだと思いますので、そういう視点を持って役所もやっていきたいと思っています。

近藤委員から、生産コスト、足元ではいろいろなものが上がっているじゃないかというお話は、そのとおり、特に石油だとか輸入資材のところでそういう動きが見られるということは承知をしております。ただ、若干概念的な話になるわけですが、生産コストの縮減はやはり永遠に求めていかねばならないことであろうということ、方向としては、これは常に持っていなければいけないという話であろうと思いますし、それを具体的にどのような形でこなしていくのかということについては、経営展望のモデルの作成の中でも考えていかねばならないと思っております。

○技術総括審議官 それでは、経営展望につきまして何点かご意見をいただきましたので、お答え申し上げます。

市川委員から、経営モデルの示し方として、どのレベルをターゲットに置いているのかというご質問をいただきましたが、私どもとしては、1つは、例えば主業農家の平均的な姿を一つの現状と置いて、どういった取組を具体的に行えば、効率的かつ安定的な形態として発展できるかという、その道筋とその目標みたいな形で整理をしたいと思っています。その目標について、どのレベルかということでもありますけれども、もちろん非現実的なモデルを示すということではなく、先進的な事例を参考にしながら目標というのはつくっていきたいと思いますが、地域性やさまざまなそれぞれの条件に応じて、やはり目標のレベルというものも当然変わってまいりますし、当然、それから経営内容としても、家族経営もあれば法人経営もあり、また、法人経営の中でも土地利用型のような、非常に大規模な100ヘクタールを超えるような法人経営もございますので、そういったものをある程度バリエーションを持ちながら、示していく必要があるんだろうというふうに考えております。

それから、三石委員のほうから、示す場合に、単なる展望なのか、いわゆる工程表まで示していくのかというようなお問いかけがございましたけれども、地域の展望についても、その現状、そして具体的な取組をどう進めれば、こういう形での所得倍増が描けるんではないか、その場合にこの程度の所得水準というか、地域全体としての増加が得られるのではないかというふうなイメージでつくっていく予定にしておりますけれども、それを具体的などういうステップでどう進めていくかということになってくると、それは実際に6次産業化をどう進めるかという手法論ともかなりリンクしてくる話でございますので、どういった示し方ができるのか、あるいはそういったものは別のところで示すのか、その辺はまた中で将来よく詰めたいというふうに思います。

それから、松本委員のほうから、いわゆる段階的な示し方ができないのかというお話でございました。委員のご意見をお聞きしていると、どちらかというところ、新規就農者が入っていったときに、どう到達点を見ていくんだというところを示せないかというお話でございますので、今ほど我々が考えている部分とはちょっと違うところはあるんですが、どういった形ができるのかできないのか、その辺もまた新規就農を担当しているところともよく話をしてみたいというふうに思います。

○農村振興局長 それでは、近藤委員から、グリーンツーリズム、農家民泊についてお話がございました。ご指摘のとおり、宿泊、農家の民宿に泊まって体験活動をするといった場合には、宿泊日数が長い方が効果があるというのは、「子ども農山漁村体験のプロジェクト」を行っているところの学校の先生側に聞いたアンケートだったと思いますけれども、そういったところでも出ているということでございまして、そういった宿泊日数を増加させていくということも一つの課題であると考えております。それから、そこで実行する農林漁業の体験ですとか、農山漁村の暮らしをどう体験するかといったプログラムの内容を充実させていくということも、グリーンツーリズムの取組を有効なものにして継続させていくという上では、大変重要でございます。そういった課題の認識は私どもも持っておりまして、今後、このグリーンツーリズム、都市・農村交流の取組を進めていく上で、そういった問題認識に立って施策の充実を検討してまいりたいと考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、すみません、先ほど腰を折ってしまいました。生源寺委員にお願いいたします。

○生源寺委員 私は資料8と9の所得倍増、それから経営展望について申し上げたいと思

います。

この資料の書きぶり、特に経営モデルあるいは地域戦略の書きぶりから、役所のご担当の方が大変苦勞をされていることがよく分かります。よく分かりますけれども、私はあえて所得倍増ということにつなげるべきではないと思います。所得の増大あるいは所得増、これはもちろん問題ないわけですし、そういう形で具体的な道筋なりを描き出すことも大事でありますけれども、倍増という言い方、10年間で倍増ですけれども、これを基本計画の主語として政府としてこうだというような形で書き込むことは、私はふさわしくないだろうというふうに思います。

それで、今日の資料で詳しく説明されておりまして、資料8にこの10年で所得倍増ということが、もともと昨年の4月の自民党のほうで取りまとめられたこの10カ年戦略でということ、まさにそのとおりのことなんですけれども、この10年で倍増、つまり年率7.2%の成長という、これはこの国の農業・農村に可能なこと、不可能なことを見きわめて、これを積み上げる格好でこの倍増という目標が導き出されたものではないわけですね。これはこの4月ですから、7月に参議院選挙がございましたので、やはり有権者に対するアピールという、こういう性格も強かったんだろうと思います。政党のこういった文書なりあるいはスローガンについて、私は論評する立場にございませんけれども、ある意味では倍増ありきという形で出ているわけで、これに基本計画のほうが合わせるということが本当にいかどうか、私はよくないと思います。

それで、2月から7月まで半年にわたって、前回の基本計画のその後の達成状況について検証作業をしてきたわけです。それで、今日も少し話題になりましたけれども、特に自給率について50%の目標、そのもとで行われてきたことを議論してきた過程で、この50%そのものは、やはり数字ありきという、こういう面があったんではないかと、こういう評価があったかと思うんですね。この場合は、とにかく持てる力を全てということで、それなりに積み上げの要素はあったかもしれませんが、むしろ50を後で説明したという面もあるわけですね。そういう検証作業を行ってきたこの企画部会であればなおさら、今回の倍増は全く同じことをすることになるのではないかと、まさに検証してきたこの会議であるからこそ、そういうことを注意といいますか、自覚する必要があるのではないかと、いうふうに思っておりまして、大変苦勞されていることはよく分かります。けれども、倍増とこの経営モデル、特に地域戦略のほうは、これははっきり倍増と書かれていて、これはそれなりの組み立て方だからそうなんだろうと思いますけれども、やはり倍増に合わ

せる形でつくっていくということは、むしろ控えたほうがいだろうと。増大とか所得増は私は全く構わないと、こう思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井委員。

○藤井委員 まず、輸出についてです。

国際規格の整備に関しては、これまでも何度も発言してまいりましたが、今後、日本の規格のもの、食品、農産物を出していく上で絶対的に重要なところですので、是非これは政府の皆さんに力点を強く置いて取り組んでいただきたいというふうに思っております。畜産のほうでは農場HACCPという規格もありますが、これも是非強く推進していただきたいというふうに思っております。

その中で、私自身も実際、牛乳をアイスに変えて、6月、7月と台湾に物産展に参加するというのでやってまいりました。目標額200万円というのを達成はしたんですが、経費が250万かかったという結果です。ですが、やはりチャンスは間違いなくあるということとは感じております。商品のクオリティーとしては、こんなにおいしいものは食べたことないとかっていうふうに言われたりとか、間違いなく求められているという実感はありました。しかし、だからやはりそこで実際に価格面でいかに折り合わせていくかというところが非常に大きな問題であります。今回、その事業に関しては、輸出に関しての補助もいただいた中で、しかし、経費がやっぱりかさんでしまうというような状況でした。

ですので、そのあたりを現実的にやっていけるように、まだまだこれ、短期的な取組ではなかなか難しいところがあると思います。また、いろいろな現存のものをうまく組み合わせしていくという、先ほど小林委員のお話にありましたけれども、そういったことも非常に必要なことかなというふうに思います。ただ、一度や二度でやはりあきらめずに、長期的な視点で切り開いていくんだと。投資的な位置づけも含めて、やっていくということがやはり大事だと思います。

また、これは私自身に取り組んで思ったのは、最終的に一番厳しいと思ったのは、人的要素の部分ですね。どうやっても農業者が輸出まで持っていくというのは、非常に厳しいものがあります。自分で生産して、加工して、それを輸出まで持っていくというのは、なかなか難しい。やはりそういった中では、この大きな絵の中にも描いてありますが、関連企業をしっかりと密接につなげていくという視点でないと、農業でできる範囲とそうでな

い範囲というのがあります。6次産業化全体を通して、非常に農業者が市場を見る、マーケットを考えてつくるということに関しては、全くもっていいことばかりだとは思いますが、実際、じゃあそれを本当に地域自体の所得を上げていくような大きな産業としていくということになったときには、きちっとしたすみ分けというか、農業者はやはり生産面でしっかりとした価値を出すべきですし、関連産業の方、食品産業の方、流通産業の方がそこでしっかり力を出してもらおうというふうに落ちつくのが、当然といえば当然なのかなというふうに思います。

農業生産の面で非常に厳しいところは、やはり出口がないというところではないかなというふうに思います。その出口をつくってさえもらえれば、私たちはまだまだつくれるという自信はあるんですが、そこをうまく応援していく。6次産業が、だから農業側だけではなくて、関連産業をしっかり広げていくということも含めた6次産業化という枠で、是非推進していただきたいなというふうに思っております。

最後に、経営展望について、現実か希望的なものかという、モデル化というお話もありました。ただ、酪農分野にだけおいて言えば、個人経営で100頭クラスが、法人経営になって200頭、これが果たして、現実でいうと200頭ぐらいからという形になると思うんですが、経営モデルとして法人の仲間たちでいうと、なかなか200、300では、正直、余計厳しいぐらいの話になっていると。今の酪農機械とか技術の面で考えると、100の次は1,000頭ぐらいに持っていったほうが効率がいい経営になるのではないかなというふうに思います。土地の制約とかもあるので、なかなか難しいんですけれども、現実に寄り過ぎると、非常にその現実が今、理にかなっているかという問題が結構直面していたりもします。そのあたりもよく考えていただきたいなというふうに思いますし、すみません、先ほどどなたかからお話があったとおり、現実的な姿とその先の姿という二段階もあってもいいんじゃないかなという気がしますね。実際、経営している中で、そういった展望のつくり方というところを、まだ具体的なモデルが出てきていませんので、次回含めて、ちょっと発言していきたいとします。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員。

○香高委員 まず、6次産業化なんですけれども、今日いただいた資料の1ページの下丸括弧のところに、「新たな分野との連携を厭わず」という言葉が書かれているんですが、

これは大変、多分ご苦勞されてつくられた文章なんではないかなと思います。先ほど小林委員もおっしゃいましたけれども、企業の方々は今非常に農業に強い関心を抱いていて、何とか自分たちでもそこに商機を見つけられないか、あるいは何か手伝えないかということなどを常々考えていらっしゃるという機運は、私も非常に強く感じます。

ただ、一方で、農業界のほうにはまだ企業アレルギーというんですか、そういうものが強いようで、多分、こういった資料の中では、積極的になかなか企業との連携とか、そのアレルギーを誘発してしまうような言葉を書きにくいからこそ、こういう言葉を選ばれたのかなと若干邪推してしまうんですけれども。ただ、本質的には、やはり新たな分野の方々と連携、つまり企業との連携を強化するということは、決して悪いことばかりではなく、こういう機運の中ではよりプラス面のほうが多いと思うので、農林水産省としてもその仲立ちをするとか、何かそういう企業アレルギーを取り払うような仕組みづくりということも含めて、より発展的な形を求めていただければなというふうに感じています。

それから、経営に関してなんですけれども、以前、私は失敗事例の分析をしてくださいというようなことは申し上げたと思うんですが、多分、失敗してしまった人で、もしその産業から退出してしまった方の意見を探すというのは、なかなか難しいと思うんですが、ここにありますように、「成功要因の抽出などを行う」という文言がありますが、必ず成功した方というのは、多くの失敗を経験した上で成功にたどりついている方々が多いかと思います。是非、成功した方々のかつての失敗談だったり、何かそういうものをより深く掘り下げていただいて、ほかの方の参考にできるような示唆にいただければなというふうに思います。

それから、もう一つ、この農林水産業をめぐるっては、よく事例の紹介というようなことが行われますけれども、ビジネスにおいては非常に生き物という側面が強いわけで、事例で成功したものをそのまま真似ればうまくいくというケースもあるでしょうけれども、必ずしもその事例が表に出たときには、もうそれは非常に汎用性の高いものになってしまっていて、同じようなもうけは得られないということがビジネスの世界ではよくあると思います。その辺のところも、事例と同じことをすれば、必ずしもうまくいくわけではないと。ここにも書いてありましたように、農業者が主体的に考える動きをサポートするということがあったので、その辺のところも是非強く伝えていただきたいなというふうに思います。

それから、認定総合化事業計画のフォローアップの分析結果などをやるというふうに書

かれていますけれども、これについても是非必ずやっていただきたいというふうに思います。

それから、もう二つ、輸出に関してなんですけれども、最近、日本酒の輸出が非常に伸びていて、一つの成功事例になっているかと思います。ただ、一方で、よく言われるのは、その原料となる酒米が不足しているということで、なぜ不足したかという、これまで米の生産調整の対象品目として、酒米もいわゆる食料米ということで含まれていたというようなことがよく言われています。これを農水省さんは14年度から酒米の増産分は生産調整から外されたということですが、もし輸出を計画する上で、部会でいろいろ議論されていると思うんですが、何かこういう輸出を抑制するような規制なり仕組みというのがあれば、できるだけ前もって柔軟に撤廃するような動きというのを心がけていただければ、いいのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、和食の絡みで少し1点、疑問点が残りました。輸出の絡みのところの和食の話なんですけれども、ここで日本食のブランド化という、今度また日本という言葉が出てきていまして、世界遺産になったのは和食なんですけれども、これ世界に広めようとしているのは、和食なのか、それとも日本食なのかと。日本食と和食というのは、多分、かなり近い概念だとは思いますが、やっぱり人によっては日本食というと、日本で成長したラーメンとかも含めるとか、さまざまないろいろ受けとめる人によって、大分概念が変わってきてしまうような気がするので、るるこの会議でも議論になっています、いわゆる日本的食生活と和食のくくりとか、その辺の整理というの、ここでもまた1つ問題が顕在化したなというふうに思いますので、この辺、多分、皆さんは何げない言葉として日本食と和食というのをイコールで使われているのかなと推測するんですが、その辺も是非改めて整理をしていただければなというふうに期待しています。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、松永委員。

○松永委員 6次化に関してです。

今日、分かりやすい資料6-2という形で、6次化というのは、実に加工・販売だけにとどまらない広い産業領域にまたがっているということを再認識させられました。その上ですが、先ほどの所得倍増の柱としても、6次化は非常にリンクして考えられていると思いますが、どうしても経済的な側面の評価に偏っている嫌いもあるのではないかと思います。

のですね。6次化というのは、ただ最初の根本にあるのは、地域からのビジネス創造、地域からの雇用創造だというところが基本にあるかと思います。ビジネスを通じて付加価値を高めて、いかにその配分を地域でとどめておくか、地域に還元できるか、回していくかというところだと思います。そういうサイクルですよね。ですので、出口としての市場規模であるとか生産額というふうな数字の捉え方が比較的この資料6-2ではされているのですが、必ずしも経済的な効果ではかれない部分というのが実は6次化の効用ではないかというふうにも見えています。

例えば、中山間地域等では、比較的、高齢女性の方の農産物加工等を含めた起業というのは、右上がり伸びている分野だと思います。ただ、実態は、全体としての事業数であったり市場というのは伸びている中でも、やはり1事業所平均にすると、女性たちの賃金というのは最低賃金に及ばないような農産物加工、本当に時給数百円という最低賃金の半分ぐらいの事業、ビジネスモデルというのは、実際には多いです。そういうふうな、経済的には必ずしも評価されない部分かもしれないのですけれども、そこにはやはりコミュニティ的な機能であったりとか、地域的な社会的な機能をそこで担保している面というのが非常にあると思いますので、そういう数字で拾い切れない部分、そうしたものも含めて6次化というものを考えていく必要があると。広い間口で考えられているから、一層そう思うわけです。

例えば社会的な機能でいえば、廃校活用なんていうのも、6次化と非常に融和的な議論だと思います。廃校を拠点に加工しているグループというのがたくさん生まれているわけですけれども、そうした周辺にあるような社会的な機能、先ほど都市・農村交流において子供さんの教育効果が非常に大きいと言っておられましたけれども、それも単に民泊数がこれだけ増えたというだけじゃなくて、実際に、子供さんの教育効果にこれだけあったということを、アンケート評価なり何らかの形でやはり補って、6次化の価値というものをより多面的に見ていく必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

これで一応、全ての委員の方からご意見をいただきました。最後に、私も少し発言させていただければというふうに思います。

1つは、6次産業化というのが非常に広い意味を持った政策ツールとして利用されているということが、今日のご説明でもよく分かりました。そのときに、現場は1つでござい

ますので、それを受けとめる側としては、いろんなルートからこの6次産業の政策が入ってくるときに、混乱をしないのかということでございます。その点に関して、国のほうである程度まとまったきちんとした方針、それを統括するような部署というのがなくていいのかというのが1つ私が懸念するところです。言ってみれば、6次産業化政策の横ぐしを刺すというような意味合いでありますけれども、今日お示しいただいた6-2の資料は、横ぐしというか、輪にするということなんですけれども、これは相互力を発揮するプランになっているのかということについて、もう一度ご検討いただければいいなと思っております。

それで、私は6次産業化という政策に対して、非常に期待を持っているところではございますけれども、ただ、用語として6次産業化等という言葉が最近使われているんですが、今までの食品産業などの政策も含めて、ここに全部盛り込んできているようなところがあるような気がいたします。6次産業化は私自身の理解では極めてローカルな政策だと思います。一方で、食はもう完全にグローバルになっておりますし、食品産業の中ではグローバルに展開しなければいけない方々がいらっしゃいます。そういうグローバルとローカルのかげつなぎをするような政策を行う際に、6次産業化等という議論ではおさまりに切れない部分もある。一方で、6次産業化した農家なり企業の方々が輸出をするという展開もありますので、もちろん統合した視点は必要なんですけれども、そこの交通整理を是非ともしていただきたい。既存の食品産業、例えば卸売市場等もこの6次産業化等の中のパートナーとして重要な役割を果たすと思いますので、そこら辺の議論を今後、きちんとしていただければと思います。

それから、経営展望等も含めて、人手不足の問題というのをもう少しきちんと向き合って議論していただければと思います。長期的には、人口減少によって人が不足しますし、現実問題として、現場は非常に人手不足でございます。先ほど、市川委員から、労働コストを縮減するというようなご発言がありましたが、人手不足の状況の中、そういった方策をとらなければ、経営そのものが持続していかないということもございますので、そのところもご議論の中に入れていただきたい。それから、高齢者や女性の方は、もう既に農村では大活躍をされていらっしゃるんですけれども、多分、今求められているのは、この延長線上ではないような働き方というものをいかに創造していくかということもあります。人手不足の問題と背中合わせの課題だと思いますので、そういったことについても目配りをお願いしたいなと思っております。

それから、最後に、前半で発言していなかったのでつけ加えますけれども、自給力は非常に重要な議論をこれからしていかなければいけないんだと思うんですが、今後の工程を見ると、13回の企画部会まで自給力の話が出てこないということなので、何かの折にどういふ検討をされているのかというような情報をいただければ、大変ありがたいなというふうに思っております。

私の発言は以上でございます。

それで、先ほど申し上げましたように、これで一応、委員の皆さんからのコメントをいただきました。時間が非常に限られておりますので、論点を絞って簡単に事務方のほうから返答いただければと思いますけれども。

それじゃ、まず食料産業局から。

○食料産業局長 6次産業化に関していろいろなご意見ありがとうございました。

まず、藤井委員からございましたけれども、輸出に取り組む、本当にありがとうございました。まず言いたいのは、小ロットをいかに大ロットにして、積載効率を上げて、単位当たりの物流費をいかに下げるか、そのために、先ほど申し上げましたようなプラットフォームとか、いろんなナカモクをやる。それから、日本が得意という低温物流をどうするか。これをしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、香高委員のほうからありました企業アレルギーという話がありましたけれども、かなり最近では薄れてきたんじゃないかなと思っておりますし、もともと食品産業は地域に根差しています。例えば、従業員数だと、北海道とか鹿児島、沖縄あたりはもう40%から50%の従業員、生産額からいけば3割ぐらい、3分の1ぐらいは食品産業で、地元の食材を使ってやっていると。それは中小が中心でございますけれども、そういう意味では、そういう方々が実際に1次産業と手を組んでいくということは、意外と素直に今ずっとやっている部分がございます。

それから、規制、その他の点については、やはり先ほど申しましたいろんな国内の規制もでございますし、海外の規制も非常に大きくなっておりまして、そこら辺をしっかりと取りまとめて、レポート化していきたいと思っております。

それから、和食か日本食かってございましたけれども、委員がご説明の中にありましたけれども、日本食というのをあえて使っております。というのは、海外にいる日本のジャパニーズ・フードコートというのは、ラーメンから何からいろいろあって、ただ、ラーメンもカレーも日本に来てもう100年以上たっていると。日本風のアレンジをしているとい

うことであれば、日本食として日本の外食店が外へ出て行ってやってもらうというのは、私は別に違和感になっていません。そういう中で、ユネスコになった「和食」という、四季折々のいろんな特徴がございますけれども、そういうのを出して行っていただければと。だから、1つの単線じゃなくて、いろんな形の総合的な日本の魅力を発揮していければというぐあいに思っております。

松永委員からございましたけれども、社会的効用と申しますか、そこら辺はかなり難しいんですけれども、例えば直売所の大会、見ていくと、非常に生き生き元気のお母さんたちがいっぱいいますので、そういった方々の取組のアンケート的なものとか、いろんなフォローの中で出していければなと思っております。なかなか定量的には難しいと思いますけれども、取り組んでみたいと思います。

それから、中島座長のほうからもございましたけれども、6次産業化、かなり整理されてきておりまして、農政局も含めて、担当部署、研修を進めて、一元化して進めていきたいと思っております。

それから、ローカルな政策との交通整理の話がございましたけれども、グローバルとローカルを合わせてグローカルという言葉があるようでございますけれども、地域にいてこそグローバル的な視野を持っていくと。そういう意味では、この輸出を付加価値を上げていく、それはまさしく6次化とも一緒の取組でございます。要は、雇用と所得をどこにその地域で生んでいくか。そのために、その地域の特徴あるいは持っている資源をどう評価していくかということではないかなと。そういう意味では、卸売市場も含めていろんな政策を、トータル的なパッケージとしては、その地域の特性に合わせて持っていきたいなというぐあいには考えております。

以上でございます。

○技術総括審議官 経営展望につきまして何点かございましたので、お答え申し上げます。

まず、藤井委員から、酪農の法人経営でどこら辺をターゲットに置くんだというお話がございました。この辺はまた我々もよく考えてみたいと思います。酪農については、例えば搾乳ロボットですとかフリーストール、ロータリーパーラー等々の省力化の技術もある一方で、ご指摘のように、土地生産性といいますか、飼料生産どうするんだという部分もありますので、どの辺のレベルが、逆に言うと、それなりに現実的で、そしてまたそれなりの意欲が出るというところなのかということも含めて、よく考えていきたいと思っております。

それから、香高委員のほうから、これは主に6次化に関連してというご指摘だとは思

んですけれども、先進事例を真似していても必ずしも成功するものではないというご指摘もいただきました。我々としては、そういった先進的な事例については、例えば係数なりさまざまな効果なりをはじき出す上での参考にしていきたいと思いますが、基本的にはやはり、先ほど三石委員からもございましたけれども、どう取り組んでいくか、そしてその地域主体での工夫をどうサポートしていくかということがこの政策だと考えておりますので、あくまでそういう意味では、我々としては戦略的なものを例示するというところで、その次に、その地域としては地域の宝を生かしてどう進めていくかということの検討が、それぞれの地域で行われるものだというふうに考えております。

それから、座長のほうから、経営展望のときに人手不足という社会的実態をよく踏まえてというお話もございました。当然、労働力確保についての中も、このモデル計算の中にはいろいろ考えていくわけでありましたが、ご指摘踏まえて、齟齬のないようにしたいと思います。

○政策課長 生源寺委員から倍増についてコメントをいただきました。私ども、今、中で作業をしています経営展望の作業をもうちょっと進めた上で、またご説明をさせていただければと思います。

○消費・安全局長 消費・安全局でございます。

藤井委員から、輸出とも関係して、国際規格の整備あるいは農場HACCPの推進というお話がございました。私はもしかするとちょっとずれたお答えになるかもしれませんが、国際規格自体、大変重要でございまして、国際的にコーデックスというふうな基準がございまして、国際機関がございまして、一生懸命、基準とか何かを決めております。そういったところで決まってしまうと、それが事実上のスタンダードになりますので、そういったところにまず我が国としてもしっかり貢献していくということは重要でございまして、人的にも、検討内容自体についても貢献していくという形で協力していく。

それから、2つ目は、輸出とも関係いたしまして、HACCPなりGAPが、制度上の輸入の前提になっていたり、あるいは事実上の取引上の基準になっていたりとする場合もございまして、そういったことも踏まえますと、特に輸出する場合には、そういった前提があるということで取り組まないと、そこでひっかかってしまうという問題が現実の問題としてあります。

それから、それとも関係するんですが、農場HACCPの話がございました。農場HACCPというのは、ちょっとネーミングがあんまりよくなかったかなと思うんですが、実

際には畜産向けのHACCPということでございます。これにつきまして、正直申し上げまして、先進的な藤井さんとかそういったところは入れていただいておりますが、まだ導入農家数は少のうございます。農場HACCPにつきましては、入れると、当然それだけの手間がかかるんですが、それに見合うだけのプラスがあるということをしっかり理解していただかないといけない。プラスというのは、それによる取引先の信用が増える、あるいはコストが下がる。こういったところのプラスをしっかりアピールできないと、それはやはりビジネスをやっておられる農家の方に導入していただくのが難しいので、そういったところをちゃんと整理をして、理解していただいて、入れてよかったというふうなことを進めていきたいというふうに思っております。

○生産局総務課長 生産局でございます。

香高委員から、酒造好適米のお話、ご指摘をいただきました。既に委員のほうからもうご回答もいただいておりますけれども、吟醸酒等について大変需要が伸びている、あるいは輸出を含めた取組も期待されているという中で、これまでの運用を見直しまして、26年産から酒造好適米の増産分につきまして、いわゆる主食用米の生産数量目標の増減に左右されることなく、枠外で生産できるといったような運用見直しを行ったところがございます。これに限らず、やはり輸出拡大に向けたこれからの取組に対して抑制的な仕組みなり政策なりというものが具体的にあった場合には、それは当然見直していくということ、必要な修正を行っていくということが必要かと考えております。

○経営局審議官 経営局でございます。

部会長から、高齢者、女性の活躍についてご質問がございました。

高齢者につきましては、地域からは地域の相談役、あるいは高度な技術を継承していくということが求められているところでございますので、そういったことが円滑に進んでいくように進めていきたいというふうに考えております。

女性農業者につきましては、現在でも基幹的農業従事者の42%が女性ということございまして、特に女性の能力を活かした経営体は、販売金額も大きいといったようなデータも出ているところでございます。したがって、女性を今後も活かしていくということで、施策の推進方向といたしましては、現在でも人・農地プランの策定には、3割は女性が入るようにといった指導も行っているわけでございますが、企画立案段階から女性の参画を進めるとか、あるいは6次産業化などにチャレンジする女性の支援をしていく。それから、農業女子プロジェクトといったような女性のネットワーク化、異業種との交流を促進する

といったことを進めてまいりたいというふうに考えております。

○食料安全保障課長 部会長からご指摘のありました自給力の検討でございます。ご指摘も踏まえまして、今日のご意見も十分踏まえながら、検討をテンポアップをさせていただきまして、またできるだけ早い段階でご議論いただけるように、事務方で努力をしていきたいと思っております。具体的なタイミング、内容につきましては、また改めてご相談をさせていただきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。また時間が延びてしまって申しわけございませんでした。

本日はこのあたりで会議を終了させていただきたいと思っております。いつものことですが、ご意見、ご質問を十分発言できなかったという部分があるかと思っておりますので、後日で結構です、事務局に文書やメールにてご意見をお送りください。いただいたご意見等については、今後の企画部会において紹介させていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会でございますが、10月中旬の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては後日ご案内を申し上げますことといたしますので、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

17時07分 閉会